

第八十七條 第七十一條第七十二條第八十二條及ヒ第八十三條ハ左ノ變更ヲ以テ檢事（豫備檢事ヲ含ム）ニモ亦之ヲ適用ス

（イ） 檢事長及ヒ檢事總長ノ補職ハ内閣之ヲ爲ス

（ロ） 檢事ハ終身官ナリト雖モ公務停止ヲ惹起スル懲戒上又ハ刑事上ノ判決ニ因ル時ハ其意ニ反シテ之ヲ免官スル事ヲ得

（轉田委員） 轉職、轉官、轉所ガ出來ルゾト云フ事ハ見出ス事ハ出來ナイ

（委員長） ソレハ出來ル

（轉田委員） ソレハ一向見ヘナイ免官スル事計リ外ナイ

（小松報告委員） 八十條ヲ適用シテアルカラ見ヘマス

第八十八條 第八十九條第九十條第九十一條第九十二條第九十三條第九十四條第九十五條朗讀ス

第八十八條 檢事（豫備檢事ヲ含ム）ハ一定ノ俸給ヲ受ク

檢事ノ官等俸級ノ順序ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第八十九條 檢事ハ如何ナル法律ヲ以テスルモ判事ノ裁判事務

ニ關涉シ又ハ裁判事務ヲ取扱フ事ヲ得ス

第九十條 檢事ハ其上官ノ命令ニ従フ

第九十一條 檢事正檢事長及ヒ檢事總長ハ其各管轄區域内ノ裁判所ノ檢事ノ職務ノ範圍内ニ在ル事務ヲ自ラ取扱フノ權ヲ有ス

又檢事正檢事長及ヒ檢事總長ハ右管轄區域内ニ於テ通常ノ手續ニ依レハ某檢事ノ取扱フヘキ事務ヲ他ノ檢事ニ移スノ權ヲ有ス

第九十二條 司法警察官ハ己レニ對シ檢事ノ職務上其檢事局管轄區域内ニ發シタル總テノ命令及ヒ右檢事ノ上官ノ發シタル

命令ニ從フ

司法省及ヒ内務部ハ協議シテ警察官中各裁判所ノ管轄區域内ニ於テ司法警察官トシテ職務シ右命令ヲ受ケ及ヒ之ヲ執行スルノ職務ニ任スル者ヲ定ム

第四章 裁判所書記

第九十三條 裁判所及ヒ檢事局ニ此法律第十四條ニ從ヒ相應ナル員數ノ書記ヲ置ク

此員數ハ毎年司法大臣ノ報告ヲ得テ歲計豫算中ニ内閣之ヲ定ム

區裁判所ノ各判事及ヒ合議裁判所ノ各部ノ爲ノ一級ニ少クトモ一人ノ書記ヲ置ク

第九十四條 地方裁判所ノ書記局ニ監督書記ヲ置ク控訴院及ヒ大審院ノ書記局ニ書記長ヲ置ク

區裁判所ノ書記局ニ二人以上ノ書記ヲ置タル時ハ其一人ヲ監督書記トス

合議裁判所ノ檢事局ニ別ニ書記局ヲ設ケタル時ハ亦監督書記ヲ置ク

監督書記及ヒ書記長ハ各其上官ノ命令ニ服從シテ書記局ノ事務ヲ指揮監督ス

第九十五條 書記其職務ノ範圍内ニ於テ爲シタル總テノ事ハ既ニ定マリタル事務分配ニ從ヘハ他ノ書記ノ爲ス可カリシトノ事實ノミヲ以テ之ヲ無効ト爲サス

(村田委員) 此「可」ノ字ハ片假名ノ「ヘ」ノ字ニナツテ居リマ
スネ

(出浦報告委員) 之ハ御直シ下サイ

第九十六條 朗讀ス

第九十六條 書記ノ任補ハ司法大臣之ヲ爲ス

書記長ハ司法大臣ノ上奏ニ因リ之ヲ任ス其補職ハ司法大臣之ヲ爲ス書記及ヒ書記長ハ一定ノ俸給ヲ受ク

書記及ヒ書記長ノ官等俸給及ヒ進級ノ順序ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

書記及ヒ書記長恩給ヲ受クルノ權利ヲ有スル場合及ヒ其金額ハ恩給法ヲ以テ之ヲ定ム

(出浦報告委員) 「書記及ヒ書記長ハ一定ノ俸給ヲ受ク」別項ニナリマス

第九十七條 朗讀ス

第九十七條 書記ニ任セララル、ニハ豫メ二回ノ競争試験ヲ經ル事ヲ要ス

志願者ノ此二回ノ競争試験ヲ受ケ得ルニ必要ナル資格並ニ此

試験及ヒ第一回ノ試験ヲ經タル後爲スヘキ修習ニ關スル總テノ細目ハ裁判所書記登用試験規則中ニ司法大臣書記長ニ任セラル、ニハ少クトモ五年以上書記ノ職務ニ引續キ從事シタル者ニ限ル別ニ高等試験ヲ經ル事ヲ要セス

(出浦報告委員) 末項ノ「受クルヲ要セス」ノ「受クル」ノ下ニ「コト」ガ落チマシタ

第九十八條 第九十九條 朗讀ス

第九十八條 書記ニ任セラレタル者ハ缺位アル時ハ之ヲ書記局書記ニ補ス但缺位ナキ間ハ豫備書記ニ補ス

豫備書記ハ一時書記トシテ職務スル事ヲ命セラル、事ヲ得第九十九條 左ノ事務ハ書記專ラ之ヲ取扱フ

第一 總テノ事件若クハ訴訟ニ付キ裁判所ニ差出シタル總テノ書類ヲ受取り之ヲ整理シ且之ニ付キ適當ニ手数料ヲ拂ヒ

タルヤヲ登査スル事

第二 法廷ニ於テ爲スニテノ訴訟ノ記録ヲ作ル事

第三 裁判及ヒニテ其後已レノ管守内ノ書類ニシテ裁判所ノ

記録若クハ登記簿ノ一部ヲ成セルモノ、法ニ從ヒ記録シタ

ル原本ヲ發スル事

第四 裁判所ノ裁判ヲ執行スル爲メ又ハ之ヲ施行スル事ヲ得

セシムル爲メ必要ナル記録書ヲ訴訟法ニ定メタル手續ニ從

テ發スル事

第五 裁判所ノ登記簿及ヒ簿冊ニ書類及ヒ其他ノ事件ノ登録

及ヒ記入ノ書類ヲ受ル事

第六 裁判所ノ總テノ訴訟ノ記録並ニ裁判所ニ於テ登録スヘ

キ登記簿ヲ管守スル事

(三好委員) 九十八條ハ「書記局書記ニ補ス」デハナイ「同裁判

所書記ニ補ス」デハアリマセヌカ

(出浦報告委員) 書記局外ニハ書記ガ補セラル、事ハナイノデア

リマスカラ

第九十九條朗讀ス

第九十九條 左ノ事務ハ書記專ラ之ヲ取扱フ

第一 總テノ事件若クハ訴訟ニ付キ裁判所ニ差出シタル總テ

ノ書類ヲ受取り之ヲ整理シ且之ニ付キ適當ニ手續料ヲ拂ヒ

タルヤヲ登査スル事

第二 法廷ニ於テ爲スニテノ訴訟ノ記録ヲ作ル事

第三 裁判及ヒニテ其後已レノ管守内ノ書類ニシテ裁判所ノ

記録若クハ登記簿ノ一部ヲ成セルモノ、法ニ從ヒ記録シタ

ル原本ヲ發スル事

第四 裁判所ノ裁判ヲ執行スル爲メ又ハ之ヲ施行スル事ヲ得

セシムル爲ノ必要ナル記録書ヲ訴訟法ニ定メタル手續ニ從テ發スル事

第五 裁判所ノ登記簿及ヒ簿籍ニ書類及ヒ其他ノ事件ノ登録及ヒ記入ノ請願ヲ受ル事

第六 裁判所ノ籍テノ訴訟ノ記録並ニ裁判所ニ於テ登録スヘキ登記簿ヲ管守スル事

(村田委員) 此「請願」ハ十六條ニ「申請」ト直ツテ居ル様デスネ

(小松報告委員) 彼ハ裁判所カラ云フノデ之ハ人民カラ云フノデアリマスカラ違ヒマス

(出浦報告委員) 請願條例ニ觸ル、ト云フナレバ「申請」トシテモ宜シウ御座イマス

(委員長) ソンナラ「申請」ト變ヘマシヨウ

第百條第百一條第百二條附屬ス

第百條 書記ハ法律上必要ナル時ハ如何ナル財産ニモ裁判所ノ封印ヲ附シ又ハ之ヲ取除クノ權ヲ有ス

又書記ハ其所屬裁判所ノ管轄区域内ニ事務ヲ取扱フ公證人ナキ時又ハ之アリト雖モ其用ヲ得ル事能ハサル時ハ左ノ事務ヲ取扱フ事ヲ得

(イ) 爲替手形約束手形及ヒ其他ノ流通證券ニ略記ヲ爲シ又ハ其担保書ヲ作ル事

(ロ) 財産目錄ヲ作ル事

書記ハ此條ニ定メタル事務ヲ取扱フ毎ニ豫メ裁判所長ノ許可ヲ受ク區裁判所ニ於テハ判事若クハ監督判事ノ許可ヲ受ク

其他書記ノ權限ニシテ此法律ニ定メサルモノハ訴訟法又ハ特別法ニ之ヲ定ム

第百一條 書記ハ其上官ノ命令ニ從フ、裁判所ノ開廷ニ於テハ
 裁判長ノ命令ニ從ヒ判事一人ナル時ハ其判事ノ命令ニ從フ
 又書記ハ檢事局ニ用ヒラル、時又ハ特別ノ事務ニ付キ判事若
 クハ檢事ニ附屬シタル時モ亦場合ニ從テ右檢事局又ハ判事若
 クハ檢事ノ命令ニ從フ
 若シ此命令カ口述ノ書取ニ係ルカ又ハ書類記録若クハ登記簿
 ノ錄要若クハ變更ニ係リテ其命セラレタル錄要若クハ變更テ
 事情若クハ事實ニ因リ正當ナラスト認ムル時ハ其錄要若クハ
 變更ヲ爲スニ當リ書記ハ己レノ意見ヲ記シタル説明書ヲ之ニ
 添フル事ヲ得
 其他書記ノ職務及ヒ其事務取扱法法ハ書記ニ關スル規則中ニ
 司法大臣之ヲ定ム

第百二條 合議裁判所長又ハ區裁判所ノ判事若クハ監督判事ハ

其裁判所ニ用ヒラル、試補ニ第九十六條ニ掲ケタル事務ヲ一
 時取扱フ事ヲ許ス事ヲ得
 此場合ニ於テ試補カ職務上署名スル時ハ特別ノ許可ヲ得テ署
 名スル旨ヲ記ス

(小松報告委員) 百條ハ九十九條ダナケレバナリマセヌ

(村田委員) 署名計リテ捺印ニハ構ヒマセヌカ

(小松報告委員) 試補ハ官印ヲ持タヌカ知レマセヌ、捺シタ處ガ、
見留グライナモノデシヨウ

(村田委員) 何カ印ガアルニ相違ナイ

第百三條第百四條第百五條第百六條第百七條第百八條第百九條第
 百十條第百十一條第百十二條第百十三條第百十四條第百十五條朗
 讀ス

第百三條 豫備書記ハ第九十六條及ヒ第九十七條ニ掲ケタル事務

ヲ取扱フニ付キ書記ト同様ノ權ヲ有ス
右權ヲ行フ場合並ニ豫備書記ノ爲ス事ヲル其他ノ職務ハ書記ニ
關スル右規則中ニ之ヲ定ム

第五章 執達吏

第一百四條 裁判所ニ相應ナル員數ノ執達吏ヲ置ク

此員數ハ毎年司法大臣ノ報告ヲ得テ豫計豫算中ニ内閣之ヲ定ム

第一百五條 執達吏ハ司法大臣之ヲ任シ及ヒ之ヲ補ス司法大臣ハ控

訴院長ニ其管轄區域内ノ裁判所ノ執達吏ヲ任シ及ヒ補スル事ヲ
許可スルノ權ヲ有ス

第一百六條 執達吏ハ一定ノ俸給ヲ受ク此俸給ハ其官等ニ從フ

執達吏恩給ヲ受クルノ權利ヲ有スル場合及ヒ其金額ハ恩給法ヲ
以テ之ヲ定ム

第一百七條 執達吏ニ任セラレ得ルニハ會テ官吏タルカ又ハ執達吏

若クハ書記ノ登用試験ヲ經テ豫ノ執達吏タルノ資格ヲ有スル事
ヲ要ス

其他必要ナル資格並ニ試験及ヒ第一回試験ヲ經タル後爲スヘキ
修習ニ關スル細目ハ執達吏登用試験規則中ニ司法大臣之ヲ定ム

第一百八條 執達吏ヲ區裁判所ノミニ之ヲ補ス各區裁判所ニハ少ク
トモ一人ノ執達吏ヲ置ク

執達吏ハ其所屬區裁判所ヲ管轄スル地方裁判所管轄區域内ノ何
レノ場所ニ於テモ其職務ヲ行フノ權ヲ有ス

第一百九條 執達吏ハ裁判所ヨリ發スル總テノ書類ヲ送達シ(別ニ
訴訟法ニ定メタル場合ヲ除ク)裁判所ノ裁判ヲ執行スルノ權ヲ
有ス

其他執達吏ノ權限ハ訴訟法又ハ特別法ニ之ヲ定ム

第一百十條 執達吏ハ其職ニ補セラル、前職務ヲ遺棄ニ行フ爲ノ充

分ナル擔保ヲ出ス事ヲ要ス

其他執達吏ノ行フ職務並ニ右擔保ノ價額及ヒ性質ニ付テノ細目
ハ執達吏ニ關スル規則中ニ司法大臣之ヲ定ム

第百十一條 執達吏ハ其所屬裁判所ノ書記及ヒ其裁判所ヲ管轄ス
ル地方裁判所ノ書記及ヒ右書記ノ上官ノ命令ニ從フ

第六章 廷丁

第百十二條 廷丁ハ地方裁判所控訴院及ヒ大審院ニ於テハ裁判所
長區裁判所ニ於テハ地方裁判所長之ヲ雇ヒ及ヒ其雇ヲ解ク

第百十三條 廷丁ハ開廷ニ出頭セシメ及ヒ其他司法大臣ノ發シタ
ル一般ノ規則中ニ定メタル事務ヲ取扱ハシムル爲メ之ヲ用ユ
區裁判所ハ執達吏ヲ用ユル事能ハサル時ハ其裁判所所在地ニ於
テ書類ヲ送達スル爲メ廷丁ヲ用ユル事ヲ得

第四編 司法事務ノ取扱

第一章 開廷

第百十四條 開廷ハ裁判所又ハ支那ヲ設ケタル地ニ於テ之ヲ
爲ス

二人以上ノ判事ヲ置キタル區裁判所ハ司法大臣ニ於テ事情
ニ因リ必要ト認ムル時ハ其命令ニ依リ管轄區域内ノ其裁判
所所在地外ノ一定ノ場所ニ於テ定期開廷スル事ヲ得

第百十五條 訴訟審問ノ上席及ヒ指揮ハ合議裁判所ニ於テハ
開廷シタル程ノ長ニ屬シ區裁判所ニ於テハ開廷ヲ爲シタル
判事ニ屬ス

裁判長ニ屬スル權ハ裁判上一人ニテ執務スル判事ニモ亦屬
ス

(三好委員) 「都ノ長ニ屬ス」トアリマスガ直ク次キノ項ニ「裁
判所長ニ屬ス」トアリマスカラ此處ハ「開廷シタル裁判長ニ屬ス」

トスレバ照應モ合テ宜カロウト思ヒマス

(村田委員) 其方ガ宜シイ

(細川委員) 「開廷チシタル」ハ宜ウ御座イマスカ

(出浦報告委員) 「開廷チ爲シタル」デナケレバイケマセヌカ

(細川委員) 成程其方ガ宜シウ御座イマシヨウ

(委員長) 贊ヘル程ノ事ハナイ様ダガ、ソレデハ直シマシヨウ

(出浦報告委員) 百十六條ハ「刑事事件ノ豫審ヲ除ク」ト云フ括

弧ガ連入り「裁判所ノ」ノ四字ハ制レマス

第百十六條第百十七條第百十八條朗讀ス

第百十六條 裁判所ノ判決ヲ要スル總テノ訴訟ノ審問ハ公開シ

タル法廷ニ於テ之ヲ行フ總テノ判決モ亦公開シタル法廷ニ於

テ之ヲ言渡ス

第百十七條 前條ノ條項ハ公ケニスル事カ公ケノ秩序又ハ風俗

ヲ害スルノ恐アリト裁判所ニ於テ思量スル時ハ審問中公衆ヲ
退カシムル事ヲ訪ケス

右件ニ係ル裁判ハ其理由ト共ニ公衆ヲ退カシムル前之ヲ言渡
ス此場合ニ於テ裁判所ノ判決ヲ言渡ス時ハ當ニ再ヒ公衆ノ入
廷ヲ許ス

第百十八條 裁判長ハ公衆ヲ退カシノタルニ拘ハラヌ入廷ノ特

許ヲ與フル事ヲ至當ト思量スル者ヲ當ニ入廷セシムルノ權利
ヲ有ス

(尾崎委員) 是レ迄ハ風俗ヲ害スルトキハ裁判長ガ傍聴ヲ禁シマ
シタガ、斯ウナルト裁判所デ評議シテ退カセナケレバナラヌカラ
入廷ヲサセルトキモ、裁判所デ評議シテ定メナケレバナラヌ

(委員長) 之ハ多數決デハイケヌ話シダガ

(細川委員) 十七條ハ多數ノ人ガ裁判チシテ公衆ヲ退カシノル、

退カシノルニ拘ハラズ裁判長ガ至當ト思量シタトキハ特許ヲ與ヘテ入レル

(補田委員) 百十八條ハ一人デヤルノデアリマス

(出浦報告委員) 之ハ英文デ書キマシタ處ニ因リマスレバ百十七條ノ公衆ヲ退カシムルノハ裁判長一人デハ出來マセヌ合議デナケ

レハナリマセヌ、入延テ許スニハ裁判長ニ權利ヲ與ヘテアリマス、ト申シマスルハ公衆ヲ退カシムルハ唯原則ヲ破シマス、入延テ許

スノハ原則ヲ破ス事ハナイカラデアリマス

(細川委員) ソレカラ百十九條モ裁判所合議デヤル、何ウモオカシイ

(委員長) 先キへ行キマシヨウ

第百十九條朗讀ス

第百十九條 第百十三條ノ條項ハ裁判所ニ於テ或ル理由ノ爲ニ

公衆ノ入延テ或ル數ニ限り又ハ婦女兒童及ヒ相當ナル衣服ヲ

着セサル者ヲ法廷ヨリ退カシムル事ヲ妨ケス其理由ハ之ヲ斷

斷ノ記録ニ記入ス

(補田委員) 之ハ判決カ何方分リマセヌ、裁判所デハナイト思フ

(細川委員) 十七條ハ記録ヲスルノデアリマシヨウ

(出浦報告委員) 十七條ハ裁判ヲスルカラ無論記録ニ費ヘナケレ

バナリマセヌガ、十九條ハ記録ニ記入セヌ事ガアツテハナラヌカ

ラ費ヘタノデアリマシヨウ

(西委員) 控訴院デモアリマスガ、法廷ニ入レル事ハ出來ナイ、

然ウ云フトキハ婦女兒童ヲ出シテモ然ルヘキ者ヲ入レル、然ウ

云フ場合ガアリマシヨウ

(委員長) 進入ラヌ者ヲ入レ様ト云フ事ハ出來ナイ

(西委員) 其トキ婦女兒童ヲ逐出シテ遊等ノ者ヲ入レル事モアリ

マシヨウ

第百廿條第百廿一條朗讀ス

第百二十條 開廷中秩序ノ維持ハ裁判長ニ屬ス

第百二十一條 裁判長ハ訴訟審問ヲ妨クル者又ハ不當ノ行狀ヲ爲ス者ヲ法廷ヨリ退カシムルノ權ヲ有ス又裁判長ハ其者ノ行狀之ヲ拘引シ開廷ノ時マテ拘留スルノ必要アリト認ムル時ハ之ヲ命令スルノ權ヲ有ス開廷ノ時裁判所ハ之ヲ釋放スル事ヲ命スルカ又ハ五圓以下ノ罰金若クハ五日以下ノ拘留ニ處ス此處罰ニ對シテハ上告ヲ許スト雖モ控訴ヲ許サス且右所爲カ輕罪若クハ重罪ト爲ル時ハ之ニ對シテ刑事訴訟ヲ爲ス事ヲ妨ケス

(出浦報告委員) 「拘留」ノ「拘」ノ字ノ偏ヲ初取りテ讀ヒマス

第百廿二條朗讀ス

第百二十二條 前條ノ條項ハ左變更ヲ以テ訴訟人訴訟關係人及ヒ鑑定人ニモ亦之ヲ適用ス

(イ) 裁判所ハ此等ノ者ヲ開廷ヲ待タスシテ即時ニ罰スル事ヲ得

(ロ) 犯人原告人ナル時ハ裁判所ハ處罰ノ上尙ホ本人有罪ヲ認フカ又ハ懲罰ヲ表シテ不敬ノ罪ヲ撤除スルマテ其審問ヲ中止スル事ヲ得

(出浦報告委員) 「撤」ノ字ハ之デハ如何デアカ

(渡委員) 「洗除」トハ違ヒマスカ

(小松報告委員) 彼ト同ジテスカ

第百廿三條第百廿四條朗讀ス

第百二十三條 裁判長ハ不當ノ言語ヲ用ユル辯護士ニ同事件ニ付キ裁判所ニ對シテ引續キ陳述スルノ權利ヲ行フ事ヲ拒ム事

ヲ得

右拒絕ハ此行狀ニ對スル無戒上ノ訴追ヲ妨ケス

第二百二十四條 裁判所ノ開廷中秩序ヲ維持スル爲メノ第二百二十一

條第二百二十二條及ヒ第二百二十三條ヲ以テ與ヘタル權ハ豫審ヲ

爲シ又ハ命ニ因リ執務スル判事又ハ法ニ從ヒ右職務ヲ行フ試

補モ亦之ヲ行フ事ヲ得

此場合ニ於テハ二十四時以内ニ其判事又ハ試補ニ異議ヲ申出

ル事ヲ得

豫審判事又ハ其命ヲ受ケタル試補方命令ヲ爲シタル時ハ其判

事ノ屬スル裁判所ノ刑事部若クハ刑事支那ニ於テ右ノ異議ヲ

裁判ス命ニ因リ執務スル判事又ハ其命ヲ受ケタル試補方命令

ヲ爲シタル時ハ其判事ニ命シタル裁判所ニ於テ之ヲ裁判ス

(渡委員) 此場合ニ於テハ廿四時以内ニ申出ルト云フノハ難ガ申

出マスカ

(小松報告委員) ソレヲ行ツタ判事又ハ試補デス

(渡委員) 附立マスカ

(細川委員) 「此場合ニ於テハ異議アルモノハ廿四時以内ニ判事

又ハ試補ニ申出ル事ヲ得」トスレバ宜シイ

(渡委員) ソレナレバ分リマス

(委員長) 出浦サン、直シテ下サイ

(出浦報告委員) 「此場合ニ於ケル異議ハ廿四時以内ニ其判事又

ハ試補ニ之ヲ申出ル事ヲ得」ト致シマシヨウ

(委員長) ソレガ宜シイ

第百廿五條第百廿六條第百廿七條第百廿八條朗讀ス

第百二十五條 第百二十一條第百二十二條第百二十三條及ヒ第

百二十四條ヲ以テ與ヘタル權ヲ行ヒタル時ハ訴訟ノ記録ニ之

ヲ記入シ及ヒ之ヲ要セシ理由ヲ記ス

其所爲カ重罪若クハ輕罪ト爲ルカ又ハ懲戒上罰スヘキモノナル時ハ詳細ニ之ヲ記入ス裁判長ハ其事件ヲ更ニ裁判スル權アル官廳ニ報告ヲ爲ス

第二百二十六條 刑事檢察及ヒ裁判所書記ハ公開シタル法廷ニ於テハ一定ノ職服ヲ着ス

右開廷ニ於テ審問ニ參與スル辯護士モ亦一定ノ職服ヲ着スル事ヲ要ス

第二章 裁判所ノ用語

第二百二十七條 裁判所ニ於テハ日本語ヲ用ユ

訴訟人訴訟關係人證人又ハ鑑定人ノ中日本語ニ通セサル者アル時ハ訴訟法又ハ特別法ニ通事ヲ用ユル事ヲ要スル場合ニ於テ之ヲ用ユ

第二百二十八條 通事ノ任命及ヒ使用並ニ訴訟手續上其行フヘキ

職務ニ關スル規則ハ司法大臣之ヲ設ス

(出浦報告委員) 先達ヲ某君カ「發ス」ト云フ事ヲ御座方御座イマシタガ

(細川委員) 外ガ「定ム」トアリマスカラ、之モ「定ム」デハナイカト思ヒマス

(出浦報告委員) 之ニハ「イシウ」ト書イテアリマス

(細川委員) 別段論ハ御座イマセヌ

第百廿九條第百三十條第百三十一條朗讀ス

第百二十九條 通事ノ用ヲ容易ニ得ル事能ハサル時ハ書記ハ相

應ニ其言語ニ通セハ裁判長ノ承諾ヲ得テ通事ニ用ヒラル、事ヲ得

第百三十條 外國人ノ訴訟人若クハ訴訟關係人タル訴訟ニ利害

ノ關係アル總テノ人及ヒ其訴訟ノ審問ニ參與スル總テノ官吏
力或ル外國語ニ通スル時ハ裁判長便利ト思量スルニ於テハ其
外國語ヲ以テ口頭審問ヲ爲ス事ヲ得但し其審問ノ公正記録ハ日
本語ヲ以テ之ヲ作ル

第三章 判決及ヒ命令ノ評議及ヒ言渡

第三百一十一條 合議裁判所ノ判決及ヒ命令ハ此法律ノ條項ニ從
ヒ定數ノ判事之ヲ評議シ及ヒ之ヲ言渡ス

(小松報告委員) 「判決命令」ハ「裁判」トナリマス

第三百三十二條 朗讀ス

第三百三十二條 三日ヲ超過シテ經過スルノ見込アル刑事ノ審問
ニ於テハ裁判所長ハ之ニ立會ハシムル爲メ補充判事一人ヲ命
スル事ヲ得此補充判事ハ其審問中或ル判事力疾病其他ノ事故
ニ因リ引續キ之ニ參與スル事ヲ得サル場合ニ於テ之ニ代リ審

問ヲ完結(判決ノ評議及ヒ言渡ヲ含ム)スルノ權ヲ有ス

(小松報告委員) 之モ判決ハ裁判トナリマス

第三百三十三條 第三百三十四條 第三百三十五條 第三百三十六條 第三百三十七條
第三百三十八條 第三百三十九條 第四百十條 第四百十一條 第四百十二條
第四百十三條 第四百十四條 第四百十五條 第四百十六條 第四百十七
條 第四百十八條 朗讀ス

第三百三十三條 判事ノ評議及ヒ其意見ノ陳述ハ之ヲ公行セス
前項ハ裁判長補充判事又ハ裁判所ノ他ノ官員ノ傍聽ヲ妨ケスト
雖モ被事ヲ是カシムルノ效力ヲ有ス

此評議ハ其審長議長トナリテ之ヲ開キ且之ヲ整理ス

此評議ノ議事並ニ各判事ノ意見及ヒ多數少數ノ數ニ付テハ嚴
ニ秘密ヲ守ル事ヲ要ス

第三百三十四條 評議ノ際各判事意見ヲ述フルノ順序ハ官等ノ最

モ低キ者ヨリ始メ部長ヲ最終トス官等同一ナル時ハ年少ノ者ヨリ始メ受命ノ事件ニ付テハ受命判事ヨリ始ム

第三百三十五條 金額ニ付キ判事ノ意見三説以上ニ分レ其説各過半數ニ至ルマテ最多額ノ意見ヨリ順次審議ニ合算ス

刑事々件ニ付キ有罪無罪ノ問題ヲ除キ其意見三説以上ニ分レ各過半數ニ至ラサル時ハ過半數ニ至ルマテ被告人ニ不利ナル意見ヨリ順次利益ナル意見ニ合算ス

第三百三十六條 判事ハ數判スヘキ問題ニ付キ己レノ意見ヲ發表スル事ヲ拒ム事ヲ得ス

第四章 裁判所及ヒ檢事局ノ事務取扱

第三百三十七條 司法大臣ハ裁判所及ヒ檢事局ノ標準ト爲スヘキ規則ヲ設ク

控訴院長及ヒ檢事長ハ右規則ニ依リ各其管轄區域内ノ裁判所

及ヒ檢事局ニ對シテ事務ノ一般ノ取扱及ヒ成ルヘク統一ノ取扱ニ付キ就中裁判所及ヒ檢事局ノ開庭時間及ヒ開庭ノ時日ニ付キ訓令ヲ發ス

大審院ハ自ラ其事務章程ヲ起草ス但之ヲ實施スル前司法大臣ノ認可ヲ受ク

第五章 司法年度休暇及ヒ休日

第三百三十八條 司法年度ハ通常ノ曆年ニ同シク一月一日ニ始マリ十二月三十一日ニ終ハル

第三百三十九條 裁判所ノ夏季休暇ハ七月十一日ニ始マリ九月十日ニ終ハル

冬季休暇ハ十二月二十四日ニ始マリ一月七日ニ終ハル

第四百十條 休暇中ハ既ニ着手シタル左ノ事件外ノ事件ノ民事訴訟ヲ中止ス且左ノ事件外ノ新ナル訴訟ニ着手セス

第一 爲替手形若クハ約束手形（流通手形ナル時）其他ノ
流通證書ニ係ル請求

第二 船舶又ハ運賃又ハ積荷ニ對スル物上權ノ請求

第三 財産差押事件

第四 總テノ住家其他ノ建物又ハ其或ル部分ノ受取明渡使
用若クハ占據ニ關シ又ハ借主ノ家具若クハ所持品ヲ貸主
ノ押留シタル事ニ關シ貸主ト借主トノ間ニ起リタル争論

第五 養料ノ請求

第六 擔保ヲ出サシムルノ請求

第七 取替リタル建築ノ繼續ニ係ル事件

第八 其他區裁判所ノ判事ニ於テ又ハ民事訴訟法ノ要スル
所ニ從ヒ休暇若クハ休暇部長ニ於テ直ニ着手スル事ヲ
正當トスルニ足レル要急ノモノト思量セラル請求若クハ

事件

第四百十一條 休暇中ト雖モ刑事訴訟無訟事件判決執行破産事
件並ニ民事訴訟法ニ依リ略式ヲ以テ取扱フ事ヲ得ル總テノ訴
訟ハ之ヲ停止シ又ハ之ヲ延滞セシムル事無シ

第四百十二條 合議裁判所ニ於テハ休暇中事務取扱ノ爲メノ休暇
部ト稱スル一若クハ二以上ノ部ヲ設ク

此部ノ組立ハ休暇ノ始マル前裁判所長之ヲ定ム第二十九條ノ
條項ハ此部ニ之ヲ適用ス

二人以上ノ判事ヲ置キタル區裁判所ノ休暇事務取扱方法ハ該
管判事之ヲ定ム

第四百十三條 裁判所ハ左ニ掲ケタル日ヲ除キ年中毎日開廳ス

第一 日曜日

第二 天長節

第三 一月一日

第四 紀元節

第五 勅令又ハ閣令ヲ以テ休日ト定メタル日

第六章 司法共助

第四百十四條 裁判所ハ訴訟法又ハ特別法ニ定メタル場合ト方法ニ依リ互ニ法律上ノ補助ヲ爲ス

右法律上ノ補助ハ別ニ法律ニ定メタル時ノ外ハ所要ノ事務ヲ取扱フヘキ地ノ區裁判所ニ於テ之ヲ爲ス

第四百十五條 検事局モ亦各自ノ管轄區域内ニ於テ取扱フヘキ事務ニ付キ互ニ法律上ノ補助ヲ爲ス

第四百十六條 裁判所書記局モ亦其管内ノ事件又ハ其配下ノ執達吏ノ管内ノ事件ニ付キ互ニ法律上ノ補助ヲ爲ス

右補助ハ訴訟法又ハ特別法ニ定メタル場合ト方法ニ依リ之ヲ

爲ス

第五編 司法行政ノ職務及ヒ權

第四百十七條 此法律ニ依リ特別ニ司法大臣ノ行フ事ヲ要スル事務ノ外尙ホ司法事務力適當ニ全帝國ニ行ヘル、ヤチ監視スルヲ以テ司法大臣ノ職務トス

合議裁判所ノ長區裁判所ノ判事若クハ監督判事檢事總長檢事長檢事正ヲ司法大臣ノ由チ以テ右職務ヲ行フノ官吏トス

第四百十八條 前條ニ掲ケタル職務ハ左ノ方法ニ依リ執リ及ヒ行フ監督權ヲ帶フ

第一 司法大臣ハ總テノ裁判所及ヒ検事局ヲ監督シ

第二 大審院長ハ大審院及ヒ總テノ下級裁判所ヲ監督シ

第三 控訴院長ハ各自ノ控訴院及ヒ其控訴院管轄區域内ノ

總テノ下級裁判所ヲ監督シ

第四 地方裁判所長ハ其裁判所（若シ支那アラハ之ヲ含ム）及ヒ其裁判所管轄区域内ノ總テノ區裁判所ヲ監督シ

第五 區裁判所ノ一人ノ判事若クハ監督判事ハ其裁判所ニ勤務ノ書記及ヒ其他ノ官吏（判事ヲ除ク）ヲ監督シ

第六 檢事總長ハ大審院ノ檢事局及ヒ總テノ下級檢事局ヲ監督シ

第七 檢事長ハ其檢事局及ヒ其局ノ附セラレタル控訴院管轄区域内ノ總テノ檢事局ヲ監督シ

第八 檢事正ハ其檢事局及ヒ其局ノ附セラレタル地方裁判所管轄区域内ノ總テノ檢事局ヲ監督スルノ權ヲ有ス

（西委員） 「區裁判所ノ一人ノ判事」ト云フ事ヲ外ニ比ヘルトオカシイ

（出浦報告委員） 並ニ殊更ニ云テアリマス

（委員長） 之ガアルカラ前ニ在ル判事が分ル

（細川委員） 「一人ノ」ハナイ方ガ宜シイ

（委員長） 其方ガ宜ケレバ制リマス

（出浦報告委員） 鳥渡申シマスガ英文デハ「一人ノ判事」ト致シテ置キマシテ復調ニ書イテアリマス、ソレデ一人ト殊更ニ書キマシタ、「ジアツデ」ト書イテ置キマスト大勢アル様ニ見ヘマス

（南都委員） 試補ノ書記ト云フモノハ所長ノ監督デス、區裁判所ノ書記ハ區裁判所ノ監督判事が監督シマス、地方裁判ノ試補ノ書記ハ治安裁判所々長ガ監督スルノデアリマシヨウ

（小松報告委員） 之ハ左様デアリマシヨウ

第四百四十九條 第五百十條 廢止ス

第四百十九條 前條ニ損ケタル監督權ハ左ノ權ヲ含ム

（イ） 官吏ノ不適當又ハ不充分ニ取扱ヒタル事務ニ付キ其

注意ヲ促シ並ニ限リタル時間ニ適當ニ其事務ヲ取扱
フ事ヲ之ニ訓令スルノ權

(ロ) 官吏ノ公務施行上ト否トニ拘ハラズ其地位ニ不相應
ナル行狀ニ付キ之ニ報告スルノ權但報告ヲ爲ス前其
官吏ヲシテ辨明ヲ爲ス事ヲ得セシムル事ヲ要ス

第一百五十條 第九十四條ニ掲ケタル檢察ヲ補助スヘキ官吏ハ第
百四十八條ニ依リ行フヘキ監督ヲ受クル官吏中ニ之ヲ含ム

(出浦報告委員) 「補」ノ字ハ專價ニ直リマス

第一百五十一條附讀ス

第一百五十一條 裁判所若クハ檢察局ノ官吏ニシテ適當ニ其職務
ヲ行ハサル者又ハ其品行其地位ニ不相應ナル者ニ付キ第百四
十九條カ適用セラレ能ハサルカ又ハ不充分ナル場合ニ於テハ
懲戒法ニ從ヒ懲戒上之ヲ訴進ス

懲戒上訴進セラルヘキ官吏カ判事ニシテ區裁判所若クハ地方
裁判所ノ判事ナレバ其所屬ノ裁判所ヲ管轄スル控訴院ノ判事
五人ヲ以テ組立テタル裁判所ニ於テ之ヲ裁判シ控訴院若クハ
大審院ノ判事ナレハ大審院ノ判事七人ヲ以テ組立テタル裁判
所ニ於テ之ヲ裁判ス

控訴院ノ判事ヲ以テ組立テタル裁判所ノ懲戒判決ニシテ停職
又ハ免官ニ係ルモノニ對シテハ大審院ノ判事七人ヲ以テ組立
テタル裁判所ニ控訴ヲ爲ス事ヲ得

此條ニ掲ケタル裁判所ヲ組立ツルニハ其判事ヲ出スヘキ裁判
所ノ判事中官等最モ高キ者ヲ取ル

右裁判所ノ裁判長ハ列席判事中官等最モ高キ者ヲ以テ之ニ充
ツ

(出浦報告委員) 「品行」ハ「行狀」ト御直シテ願ヒマス

(清岡委員) 「五人ヲ以テ組立タル」 「七人ヲ以テ組立タル」ト
 悉ク云テアリマスガ、控訴院ハ七人ヲ以テ組立ル事ハ分ツテ居ル
 (出浦報告委員) 裁判所ノ數ガ違ツテ仕舞ヒマス、懲戒裁判所ニ
 行ツテ始審裁判所ニナル、大審院ニ行ツテ控訴院ニナリマス
 (三好委員) 當リ前ノ裁判所ノ中ヨリ懲戒裁判ノ方ハ人ガ多ク組
 立テアル様御座イマスガ、之ハ之デ宜シウ御座イマスカ
 (西委員) 一休餘計ナノデスガ、始審ハ三人カ五人ニナツテ居ル、
 大審院ハ控訴院デ七人ニナツテ居ルカラ
 (南都委員) ソレデ宜ウ御座イマシヨウ
 (委員長) 外國人ヲ餘計履ハナケレバナラヌカラ、ソレデ減ジタ
 ロウト思ヒマス
 (南都委員) 實ハ多イ方ガ宜シウ御座イマス
 (三好委員) 獨乙ハ十一^人デ御座イマス

(南都委員) 控訴院チ七人、大審院チ九人トシテハ何ウデス、被
 多ニナイカラ大勢ガ宜シイ
 (三好委員) 同ジ仲間チヤルノダカラ、大勢デナイト嫌罷ガアリ
 マスカラ
 (小松報告委員) 大審院ヘ控訴シタ場合ニハ確ヤシチヤツタ方ガ
 宜カロウト思ヒマス
 (出浦報告委員) ソレハ不公平ダ
 (三好委員) 大審院チ十一人控訴院チ七人カ九人ダライニシタイ
 (南都委員) 控訴院七人、大審院九人ダライガ宜カロウ
 (清岡委員) 七人ト九人デハ何ウデス
 (細川委員) 私ハ之デ宜カロウト思フ、何ゼカト云フト之ハ懲戒
 上ノ裁判デ最モ重イ事デアリマスケレトモ罪ハ終身ノ刑トカ死ト
 カ云フモノデハナイ、却テ死罪チ犯シタ方ハ當リ前ノ事ハ當リ前

ノ手續デイカスト云フモノデス、之ハドレ程痛イ事ガアツタ處ガ
轉駁、免官、グライニ止マル品物ダカラ此位デ宜クハナイカト思
ヒマス

(尾崎委員) 原案デ宜シイ

(清岡委員) 成程極ク重イ者カラ云フト雖細デモ、五人カ七人デ
ヤルガ、輕イ者カラ云フト、極ク輕イ者デモ五人、七人デヤルカ
ラ輕イ者カラ權衡ヲ取レバ宜シイ

(南都委員) 同ジ裁判官ダカラ成丈ケ多イ方ガ公平ヲ得ラレル

(細川委員) 尋常ヨリハ組織ガ節重ユナフテ居ルカラ宜カロウ

(委員長) 多數決ニ依リマシヨウ、人数ヲ殖ヤス方ハ御起テ下サ

イ

起立者 四名

(委員長) 少數デアリマス

第百五十二條第百五十三條朗讀ス

第百五十二條 前數條ヲ以テ與ヘタル行政權及ヒ監督權ハ判事
若クハ檢事カ其官吏タルノ資格又ハ其他ノ資格ヲ以テ爲シタ
ル事對峙シテ起リタル請求ニ付キ其判事若クハ檢事ヨリ其請
求ヲ満足セシムル爲メ之ヲ用ヒマス右請求ハ通常ノ裁判手續
ヲ以テ裁判所ニ於テ之ヲ爲ス事ヲ要ス
前項ハ政府ヨリ過分ニ受ケ又ハ誤ニ因リ受ケタル金銀ノ償還
ニ適用セス

第百五十三條 司法事務取扱ノ方法ニ對スル總テノ抗告就中或
ル事務ノ取扱方ニ對シ又ハ取扱ノ延滞若クハ拒絕ニ對スル如
キ抗告ハ總テ此種ヲ以テ與ヘタル行政權及ヒ監督權ニ依リ之
ヲ處分ス

(出浦報告委員) 之モ裁判局デ請ジマシタガ成程「抗告」ハ最モ

オカシイ、併シ裁判權ノ抗告ト監督權ノ抗告ト區別ガアルカ知レ
ヌガ、「抗告」ニ改メテ差支ナイト云フノデ「抗告」ト致シマシ
タ

第百五十四條第百五十五條第百五十六條朗讀ス

第百五十四條 裁判所及ヒ檢察局ハ司法大臣又ハ監督權アル判
事若クハ檢察ノ要求アル時ハ法律上ノ事項又ハ司法行政ニ關
スル事項ニ付々意見ヲ表ス

第百五十五條 司法官ニ對シテ起リタル民事訴訟ニ於テハ其所
屬ヲ受ケタル裁判所ノ檢察局ハ司法官ヲ代表シ其利益ヲ防護
ス

第百五十六條 此編ニ掲ケタル前各條ノ條項ハ如何ナル方法ヲ
以テスルモ裁判上執務スル判事ノ獨立ニ影響ヲ及ホシ又ハ之
ヲ制限スル事無シ

(委員長) 今日ハ是レデ仕舞ヒマス
于時午後第六時十分閉會

日本學術振興會

卷之二ノ三三二

裁判所構成法第十二回編纂筆記

第五十六條
追正案

日本學術振興會

裁判所構成法第十二回議事筆記 第五十六條修正案

明治廿年十二月二日午後一時十五分開議

(委員長) 修正案ヲヤリマシヨウ

(三好委員) 大審院ノ裁判管轄ノ第五十六條ノ第二ノ「一審ニシテ終審トシテ」ト云フ處ヲ修正テ命セラレマシタカラ之ヲ組合デ追々調べテ見マシタカ種々ノ意見ガ御座イマシテ更ニ組合ノ多數ニ因リ別案ヲ持出ス事ニナリマシタ、大審院ノ方カラ全ク第二ノ場合ヲ取除ケマシテ控訴院ノ管轄ニシテハ何ウカト云フノカ多數デアリマスカラ之ハ全ク取テ仕舞ヒマシテ控訴院ニ全ク持テ行キマシテ大審院ニ控訴ヲ許シソレガ終審トナル、其理由ハ此間モ御旨意ノアル處モ全ク之ヲ尋常ノ重罪ニシテハ餘リ輕クナリ過キヤセヌカト云フ事ガアツテ大審院トシテ見レハ殘ラス大審院デアルニハ足ラヌト云フ事ガ御座イマスノデ此修正説モ出タノデアリマ

スカラ之ヲ控訴院ダスレハ孰ラモ良イ様ニ行キハセヌカト思フ、
恰度中ヲ取テ控訴院デヤル、ソレカラ大審院デヤリマスト控訴モ
上告モ出来ヌ事ニナツテ取回ヘシガ出来マセヌガ、控訴院デヤツ
テ置テ若シ事實上ヤリ返ヘサナケレバナラヌト云フ檢事ノ見込ナ
レバ大審院ニ持テ来ルト云フ見込カラ別案ヲ持出シマシタ、舊ノ
四十四條デ御座イマス

(小松報告委員) 四十三條ノ第四ガ變リマス第四ニ「刑法第二篇
第一章第二章ニ據ケタル重罪竝ニ皇族ノ犯シタル罪ニシテ禁錮又
ハ更ニ重キ刑ニ處スヘキモノ、豫審及ヒ裁判」ト致シマシテ是レ
迄ノ第五カ第六トナリマス

(南條委員) 「第一審トシテ」ト云フ事ガアリマスカ

(小松報告委員) 地方裁判所ノ判決ニ對スルト云フ、上告ト云フ
事ガアリマスカラ蓋文アリマスマイ

(村田委員) 外ノ國デハアリマスマイ日本デ控訴院デヤルノハ何
ウ云フモノデスカネ、大審院デヤルノガ當然デアルト思ヒマス、
控訴院ハ中ノ取次ノ様ノモノデアリマスカラ

(清岡委員) 皇族ノ犯シタル罪ハ不都合ダ

(村田委員) 日本デモ今日現ニ高等法院ヲ設ケテアツテ特別ノ裁
判ニナツテ居ル、控訴院ヘ持テ行クノハ外ニ理由ハナイ、定ノ次
第ダカラ、アツテモ宜シイガ、控訴院デヤルノハオカシクハナイ
カト思フ

(橋田委員) 佛蘭西ノ控訴院ハ重罪ヲヤルガ日本ノ現在ノ控訴院
控訴院計リデアルカラ一審ヲヤルノハ變ダ

(清岡委員) 控訴院ハ然ウ云フ組立デナイカラ

(三好委員) 今日モ控訴裁判ト云フモノハ即チ重罪裁判所デアツ
テ控訴院ノ判事ヲ以テ重罪ノ判事ヲ組立テアリマス之モ國事犯裁

判ト云フ名ハ付ケマセヌケレトモ

(南都委員) 兼ント斯ウナルト控訴院デ重罪ヲヤルト常ノ重罪ト
違ツタ事ハナイ

(三好委員) 唯控訴院ガオカシイト云フト大審院モオカシイト云
ハナケレバナラヌ

(輔田委員) 大審院デハヤラヌカ

(三好委員) 伯林ノ上等裁判所モ控訴裁判所デ御座イマス、獨乙
帝國カラ見タトキハ大審院、之ハ 皇帝ニ對シタモノデ獨乙帝國
ノ犯罪ニナリマス、何ゼカ控訴ノ場合ニナツテ居ラヌ、伯林ノ控
訴裁判所カ普通生ノ皇族ノ事ヲヤツテ居リマス

(村田委員) 通常ノ罪ト見レハ大審院デヤラヌデモ宜シイ、當リ
前ノ犯罪ナレバ大審院デヤラヌデモ宜シイ

(三好委員) 大審院デヤルベキモノデヤト云フナレバ普通生ノ控

訴院デヤリソウナモノダガ、ヤツテ居リマセヌ

(村田委員) ソレハ純度大審院デヤルト限ツタ事モアリマスマイ

(渡委員) 三好サンノ御論説カ御提出ニナツタトキ此事ハ通例ノ
通則ニ因テ見ルト或ハ高等法院ヲ置テ別段ノ取扱ヒニスルト云フ、
或ハ又高等法院或ハ大審院ニ依ラズシテ地方裁判所デ一般ノ重罪
ト同様ニ取扱ウ、地方裁判所デヤルナレバ宜シイカ、今日ノ御提
出ノ論ハ中ヲ取ルト云フ事ニナツテ見レバ其事ハ委ネラレマスマ
イ成程判事ハ五人居ルカラ中座ト云フ考モアリマスガ、外國ニモ
其例ハアリマセヌ委員長ヨリ内閣ノ閣議ヲ開カレタ處ガ目今ノ有
様ニ因ルト云フ事デアリマスカラ大審院ニ付ケルト云フ事ハ動力
サレナイ事デアル、此規則ノ出來方モ動力サレズ又一般ノ例ニ因
テモ動力サレヌト思ヒマス

(三好委員) 修正ヲ命セラレタノハ大審院ノ權限ノ極ツタ以上ニ

相違アリマセヌケレトモ御旨意ノアル處ヲ考テ見レハ今ノ通りト云
フニハ輕イモノノ下デヤラセ、重イモノノハ大審院デヤラセルト云フノ
ハ御存ジテアルト云フ事ヲ察シマシタカラ今ノ通りニ中間ヲ取テ輕
ル過キズ、重過キズト云フ處ニ云テ置ケハ便宜ニ時々之ヲ輕ノルト
云フ事ノ空ヲ開ケヌデモ濟ム事ニナル、重イモノノデモ行キ輕イモノ
デモ一定シテ行ケル事デ、構成法ノ振リモ能ク付ケテアルト云フノ
ハ報告委員ノ多数ノ論意ヲ御座イマス、命令ニ從フタ案モアリマス
ガソレハ出サズニ置テ新タニ持出シタノデアリマス、ケレトモソレ
ハ命シテ居ラヌカラ命シタモノヲ出セト云フナレバ直グ出シマス
(細川委員) 私ハ原案ガ一番宜シイト思フ
(輔田委員) 原案ハ原案デ立テ置テ臨時便宜ヲ以テ大審院ノ刑事
部ハ派出スルガ宜シカロウ、人ヲうろろう引張ツテ來ルノハ宜ク
ナイカラ大審院カラ何處ヘデモ出張シテヤル

(尾崎委員) 派出ガ一番難カダ
(小松報告委員) 大審院ノ刑事支部ガ出來ル
(三好委員) 折角組合ノ方カラ新ラシイモノ持出シタモノデアリ
マスカラ何ウカ御座案ニナレハ致シ方ガアリマセヌ
(委員長) 今ノハ控訴院へ入レルノカ一番ダト云フノデスネ、私
ノ考モ是非大審院ニ置カナケレハナラヌト云フ事モナイ、實際地
方裁判所デモヤレバ大審院デモヤラレル様ニシタイ、今日ノ實際
ニ因テヤツテ置ヒタイ
(西委員) 私ハ今日デモ現ニ控訴院デ重罪ヲ持テ居リマスカラ新
ウレナイデモ控訴院ハ必ラス控訴外ノモノガ來テ不都合ト云へハ
不都合ト云フモノ、極リ次第デ不都合ハナカロウト思ヒマス
(三好委員) 大審院ガ終審ト云テ始審ヲヤルカラ控訴院デヤツテ
モ差支ナイ

(審判委員) 今日ノ控訴院ナレバ重罪ヲ持テ居ルカラ宜シイガ、
 此構成法デハ控訴計リデ、始審ヲ持テ居ラヌカラ
 (三級報告委員) 鳥渡私ノ考ヲ申シマシヨウ、此大審院ノ五十六
 條ノ第二ノ處ハ此儘ニ御置キニナリマシテ尙本場合ニ因テハ地方
 デヤレルト云フ様ナ事ニナリマスト、此法律ニ分限ヲ定ムル原則
 ニ反シ賊ニ意味ナ法律ニナロウト考マス、併シナカラ國事犯ハ通
 常ノ事件ト違フテ治安ニ關係ガアリマスカラ事柄ニ因テハ始ラヌ
 事件ヲ雖々大審院デ開カル、ノハ煩雜デモアリ又之ヲ御制リニナ
 ヲテ通常ノ管轄ニスレバ大變大ナル事件ガアツテ始審ニ任セラレ
 ヌト云フ事モアロウカト考マス、ソコデ國事犯ノ如キハ大ニ治安
 ニ關係スルモノデ御座イマス處ガアリマスカラ違々構成法デモ施
 行ニナリマシテ二回ノ試験ヲ經タモノガ裁判官トナル事ニナツタ
 ナラバ何ウシテモ裁判官カ一体ニ取締上ノ事ヲ考マスヨリ法律上

ノ事ニ傾キガルモノデ御座イマス、舊草案ノ考ト違ウ事ハナキニ
 シモ非スカト考マス、之ヲ大審院ノ方針リト御極ノニナレバ舊草
 案ノ御考ト違フテ御制リニナルダロウ、然ウスルト大審院ハ何ト
 モ動カス事ハ出来ナイ、控訴院ニナレバ第二審ガ大審院デサセラ
 レマスカラ檢事カラ更ニ大審院ニ審判ヲ求ムル活用モ生シテ來マ
 スカラ五十六條ノ第二ハ大切ノ場合ト思ヒマスカラ今日ニ利害得
 失ヲ御考ニナリマセヌト雖大變困ル事ニナリヤセヌカト思ヒマ
 ス、故ニ控訴ノ管轄トシテ大審院ガ第二ニナツタ方ガ宜カロウト
 考マス、大審院デ派出スレバ六十六條ノ第一ハ此儘ニ御置キニナ
 ヲテモ差支ナイカト思ヒマスガ即チ是レ迄ハ行政上ノ御考ガ違フ
 テモ最高等ノ裁判デ決シタ事ハ動カシガ付カヌ、若シ始審デ裁判
 スレハ上告モ出來テ活用スル道モ宜カロウ旁控訴院ニナツテモ不
 都合ハナイト考マス

(尾崎委員) 私モ賛成シ候ト思ヒマスガ、賛成シテ三人デスカラ
(清岡委員) 控訴上告ノ都合ハ宜シウ御座イマスガ、却テ始審裁
判所デヤル事ニスレバ中間ヘ降ロシテ來ル理由ガ分ラナイ

(橋田委員) 中裁ト云フ理由ガアル

(小松報告委員) 上ノ字ヲ制リマシテ五十七條ニ「前條第二ニ掲
ケタル事件ニ付大審院長ハ其檢察局ノ申立ニ因リ刑事總務ノ會議
ノ決定ヲ以テ地方裁判所ヲシテ其事件ヲ審問裁判セシムル事ヲ得」
ト致シマシテ刑事ノ總務文ケカ部重ニナツタ文ケデス

(村田委員) 無論大審院ト云ヘハ院長ガ獨リデハ出來マセヌカラ

(清岡委員) 大審院長ガ決定ヲ以テ地方裁判所ヘヤルデスネ

(小松報告委員) 然ウデス

(村田委員) 一方ヲ見ルト暇ガ見ヘル、斯ウ云フ事ヲスルノハ面
白クナイ

(委員長) 何トカシナケレバナラヌ、返國スルニモ何カ損ケナケ
レバナラヌ、損ケレバ私ハ今日ノ實際ノ處カ一番ヤリ易ヒ故人民
ノ方ニモ宜シイ

(村田委員) 之ハ單行布告デ出ス事ハ出來マスマイ

(委員長) ソレハ出來マイ

(小松報告委員) 裁判管轄ヲ定ムルハ治罪法デ許シテアルカラ差
支アリマスマイ

(委員長) 已ニ區裁判所ノ處ニアルカラ差支ナイ

(清岡委員) 「會議」ハ取テ仕舞フテ院長ガ罷ノセバ宜シイ

(三好委員) 大審院長ガ罷ノルト云フ事ヲ辦ケタノデアリマス

(村田委員) 「大審院」ト云テ「會議」ハ損ケヌ方カ宜シイ

(三好委員) 之ハ會議ヨリ外仕方ガナイ

(尾崎委員) 「會議」ヲ除ケテ宜イ様ニ出來マセヌカ

(小松報告委員) 「前條第二項ニ掲ケタル事件ニ付大審院ハ其檢
 事局ノ申立ニ因リ審問裁判スル事ヲ得」トナリマス
 (南都委員) 其ガ宜シイ
 (小松報告委員) 插紙ハ何ウ致シマスカ
 (村田報告委員) 插紙ハ何ウシテモ制ラナケレバナラヌ
 (西委員) 控訴上告テスル事ユナレバ同ジ事ユナル
 (委員長) 七人デ出張シテヤル事ユナレバ控訴上告ハ許サヌガ、
 出張スル事ユナレバ大審院ノ判事ハ餘程精ヘテ置カナケレバナラ
 ス、一ツハ長野一ツハ大阪、一ツハ何處ト云フ様ユナルカラ
 (小松報告委員) 上告ヲ許サヌト云フ事ハ出来マセヌ
 (村田委員) 第二案ガ宜シウ御座イマシヨウ
 (三好委員) モウ一ツハ大審院ガ動クト云フ論デアリマス、ソレ
 ニ重罪裁判所ニ今日ノ治罪法ノ編立ヲ大審院デ斯ウ云フニヤルト

云フ、重罪裁判所ハ其管轄内ニ於テ犯シタル重罪ヲ裁判シ云々ト
 ナツテ居リマス 裁判長ガ一人出テ行ケバ何處デ、モ開ケル事ユナ
 リマス、此便利ヲ取テ矢張り獨乙ノ裁判所構成法ノ重罪裁判所
 デ御座イマスガ、貴審裁判所ト云フノト破産裁判所ハ通常裁判所
 ノ中ニ設ケル、恰度控訴裁判所ノ中ニ重罪裁判所ヲ設ケル様ユナ
 ツテ居リマス此風ユスレバ大審院ハ部チ五十六條ノ 第二ヲ裁判ス
 ル場合ニ於テ何處デ、モ控訴院又ハ地方裁判所ユ於テ開廷スル事
 チ得」トシテ其時ハ裁判長カ控訴院カラ行クト極ノテ然ウシテ陪
 席判事ハ控訴裁判所カ地方裁判所ノ判事ヲ用フル事ヲ得トシテ置
 キマス

- (清岡委員) ソレデ控訴上告ヲ許シマセヌカ
- (三好委員) 大審院ノ判事ガ行タカラ控訴上告ヲ許シマセヌ
- (委員長) 判事ガ七人行キマスカラ

(清岡委員) 七人行ケハ宜シイガ七人揃ツタ處が大審院ノ終身ノ判決ト同様ノ功カチ有スルト云フノハ困ル

(南都委員) 地方裁判所デヤルノハ極ク輕イ事件デ大審院ヲ煩ハス丈ケノ事ハナイト云フノデ、出テ行クノデ、重イノハ大審院ヘ來ルノデアリマス、大審院ノ判事、地方裁判所ノ判事控訴院判事ガ合体シテ裁判スレハ實際ニ良イト思ヒマス

(清岡委員) 大審院ノ判事カ十人控訴院ノ判事ガ五人ト云フ資格ヲ定メナケレバ宜シイガ資格ヲ定メタ以上ハ裁判長ガ出張スルケレトモ勝ノ者ハ三年ノ資格ノ者モ五年ノ資格ノ者デモ二人寄テ一人ノ資格外ナイ

(委員長) 鹿兒島事件ノ機ナ事ガアレバ東京控訴院ツテ來ル事ハ出来ナイカラ、出テ行カナケレバナリマセヌ
(清岡委員) ソレハ例外裁判所デヤリマシヨウ

(三好委員) 例外裁判所ヲ開カンデヤラナケレバナラヌ場合ガアリマス

(西委員) 七人ノ内四人ハ大審院カラ出ル、他ノ三人ハ地方裁判所カラ出ルト云フ事ニナレバ宜シイ

(尾崎委員) 控訴院カラ代理ヲスルト云フ位デアリマスカラ控訴院ト大審院位デヤリタイ

(南都委員) 大審院カアツテモ大審院ヲ開ヒテ差支ナイ

(三好委員) 餘リきちんと立付ケラレルト差支チ生シマスカラ斷斷チ付ケテ置カヌト困リマス

(細川委員) 私ハ派出セヌ方デ御座イマス

(渡委員) 私モ左様

(委員長) 此案カ可イト思ヘハ缺點ガアル、大審院ノ決シタ爲ノニ控訴上告ノ出来ルモノト出来ナイモノトガ出来ル

(轉田委員) 地方裁判所へ移スノハ即チ自分ノ權内ノモノヲ移ス
(委員長) 原案ヲ維持スル方カラ云へハ執レ大審院へ來ル、直ダ
ヤフテモ宜シイガ迷ニハ自分ノ手ニ來ルカラ鄭重ニシタト云へバ
宜シイガ

(轉田委員) 鄭重ニシタトハ云へナイ、七人デヤルモノチ三人デヤルカラ
(村田委員) 却テ餘計増加スル様ニナル、一方ハ控訴上告ガ出來
ルガ一方ハソレガ出來ナイ

(三好委員) 大審院へ行クト云フ原則ヲ御座イマス
(尾崎委員) 大審院ハ控訴院カラ出ル、控訴ハ又代理順序ダ地方
裁判所カラ取ルトスレハ宜シイ

(轉田委員) ソレガ宜カロウ
(清岡委員) 便利ノ爲メニヤルノタカラ一人外ヤラヌ、大審院ダ
足ラシク控訴院カラ取ルノハ一人位ニ限ツテ居リマス

(委員長) 最初ノ案カラ決テ採リマシヨウ「前條第二ニ據ケタル
事件ニ付大審院長ハ其檢察局ノ申立ニ因リ刑事總裁ノ會議ノ決定
ヲ以テ地方裁判所ヲシテ其事件ヲ審問裁判セシムル事ヲ得」ト云
フ案ガ成立タナケレバ後ノ案トシマシヨウ

(清岡委員) 今ノ案ト出張スル案トハ出張スル方ガ宜カロウト思
フ、其替リ控訴上告ヲ許ス事ニシナケレバ、イケナイ、ソレガ惡
ケレバ此方ガ宜シイ

(尾崎委員) ソレハイケナイ
(委員長) 替へタ上ニモ多少利害ガアル、實際ノ上ニモ利害ガア
リマスカラ能ク御考テ願ヒマス

(村田委員) 派出ノ方ナレバ控訴院ダ代理ヲサセナケレバナラヌ
(委員長) 出張スルノハ大審院ト、其足ラヌ所ハ控訴院カラ取ル
(清岡委員) 控訴ヲ留メテ派出ヲサセナケレバ贊成シマス

(細川委員) 私モ第二案ガ宜シイ

(委員長) 「前條第二ニ掲ケタル事件ニ付キ大審院ハ便宜ト認ム

ルニ於テハ其刑事局ヲ派出セシムル事ヲ得但刑事部ノ差支アルト

キハ控訴院判事ヲシテ補充セシムル事ヲ得」之ニ御同意ノ方ハ多

數デアリマスカラ決シマス、此文ハ旨意文ケデアリマスカラ文字

ヲ取ラレテハ困ル

(村田委員) 豫審「審問裁判」トシタイ

(小松報告委員) 此處ハ第一審デアリマスカラ豫審ト致シマシタ

(出浦報告委員) 原文テハ豫審ト審問計リテ御座イマス

(委員長) 「審問」ヲ入レマスカ

(出浦報告委員) 原文デハ「豫審審問裁判」デモ差支アリマセヌ

(委員長) 「審問」ト「裁判」デ「豫審」ヲ含ム事ハ出来ナイカ

(出浦報告委員) 之ニハ殊更ニ「豫審」ト云フ字ガ使ツテアリマ

ス

(細川委員) 審問ノ中へ豫審力進入テ届リマセヌカ

(出浦報告委員) 七人デスル事ニナルカラ違ヒマシヨウ

(村田委員) 六十條ニ「判事差支アリテ豫審ヲ爲ス事能ハサル場

合ニ於テ法律上之ヲ代理スヘキ判事ヲ命ス」ト云フノハ控訴カラ

持テ来ルガ此豫審ハ地方裁判所ノ豫審デハ違ウ

(小松報告委員) 此差支ハ大審院ノ判事ノ精神デス

(村田委員) 之ニスルト派出シテ其處デヤルトスルキニ重ニ豫審

ヲシナケレバナラヌ

(小松報告委員) 代理スヘキ判事ヲ豫ノ命シテ置クト云フノデア

リマス

(村田委員) 然ウスルト派出ノトキハ地方裁判所ノ方ダ宜シイト

云フモノガナケレバナラヌ

(小松報告委員) 然ウナツテ來マス
 (委員長) 豫審ハ宜シウ御座イマスカ
 (南都委員) 宜シウ御座イマス
 (委員長) 其次ノ修正ハ
 (小松報告委員) 豫審ノ處ハ六十條ニ附シマシヨウ
 (尾崎委員) 六十條ノ但書ニシタラ宜シイ
 (小松報告委員) 此兩御抄法ニナリマシタ十五條ヲ修正致シマシ
 タ、執達吏ノ處ヲ御座イマス「裁判所ニ執達吏ヲ置ク執達吏ハ裁
 判所ヨリ發スル文書ヲ送達シ及ヒ裁判所ノ裁判ヲ執行スルノ權ヲ
 有ス」別項ニナツテ「其他執達吏ハ此法律又ハ他ノ法律ニ定メタ
 ル特別ノ職務ニ任スト」ト致シマス、次ニ四百六條ヲ修正シマシテ
 「裁判所ニ此法律第十五條ニ從ヒ相應ナル執達吏ヲ置ク」ト致シ
 マス「此員數ハ」云々ハ原案ノ儘ニ致シマス、ソレカラ四百十一

條ヲ「裁判所ヨリ發スル文書ニシテ送達ヲ要スルモノハ總テ執達
 吏ヲ以テ之ヲ送達ス但書記ヨリ直接ニ若クハ郵便ヲ以テ送達スル
 事ヲ法律ニ許ス場合ハ此限ニ在ラス」又執達吏ハ刑事事件ニ付
 警察官ヲ以テ執行ヲ爲サ、ル場合ニ限り裁判所ノ命令及ヒ裁判ヲ
 執行スト前ノ文章ヲ以テ参リマシタ此末項ニ設ケタ執達吏ノ權
 限ハ此儘ニ致シマシタ
 (村田委員) 「書記局ヲ設ク」トアツテ書記ヲ置クト云フ事ハア
 リマセヌ、「檢事ヲ置ク」ト判事ヲ置ク「執達吏ヲ置ク」トア
 ツテ書記ヲ置クト云フ事ノナイノハ不適合デアアリマスマイカ
 (小松報告委員) 「檢事ヲ付スト」ト云ヒマス
 (村田委員) 執達吏ヲ置クト云フ事ハ二度云フ事ニナリマス
 (小松報告委員) 「モツセー」氏ガ参ラレテ委員會ニ發言チ是非
 シタラ宜カロウト勸告シテ参リマシタ

(村田委員) 大審院長ノ處ヘ何ウシマス

(小松報告委員) 補綴ヲ御極ノ下サル事ヘ出来マセヌカ

(委員長) 「大審院長ヘ 天皇之ヲ命ス」トアツタラ宜シイタロ

ウト思フ

(小松報告委員) 然ウスレバ二項丈ケ制ツテ置ケハ宜シウ御座イ

マシヨウ

(委員長) 御名ノ處ヘ何ウシマス

(小松報告委員) 「天皇ノ御名ヲ以テ」ト云フヨリ「御名ニ於

テ」ト云ハエト宜シクナイト申シマス、判決書ニ字句ヲ措ケナケ

レバナリマセヌ、昨日「モツセー」ガ委員會ニ建議チスル事ヲ申

シテ参リマシタノハ原案ノ八十條ノ「イ、ロ」デ御座イマス理由

ハ長タラシウ御座イマスガ「イ、ロ」チ一ニシテ「公然敢事ニ關

係」ト云フ事ハ英文デハ廣通キテ國會ノ議員ヲ選舉スル權モナク

ナツテ仕舞フ、之ハ人間固有ノ權利デ之ヲ制限スルモノデナイ、

良シ制限スルモノトシテ此法律ニ措タルモノデナイ「公然敢事ニ

關係スルト云フ字ヲ今少シ狭ク聞ヘル文字ト御着ヘニナツテ、獨

乙ユ「アキタチオン」ト云フ字ガアリマス「強ク運動スル」トカ

「敬愛スル」トカ「煽動スル」トカ云フ字デ御座イマス、ソレナ

レバ宜シイガ之デハ廣通テ選舉スル事モ出来ナクナル、「アキタ

チオン」チシ「就中改社ノ社員トル事ヲ得ス」ト御着ヘニナツタ

ラ宜カロウ、府縣會議員町村會議員ト云フ事モ裁判所ノ構成法書

クニ及バヌソレソレ極ツタ法ガアルカラ之ニ書クモノデナイノミ

ナラス自治ニデモナレバ地方自治ニ御入レニナツテモ差支ナカロ

ウ、最モ甚ダシイノハ「國會」チ御入レニナツタノデアリマス、

若シ御入レニナレバ保守主義ノ「エレノント」ガ無クナツテ仕舞

フ、法律ニ關係シタ事デモ代官人ガ進歩シテ餘計信用ヲ得ル人ガ

餘計アル様ニナレバ宜シイガ判事ガ國會議員ニナル事ガ出来ナケ
レバ議場ニ於テ法律ノ事ヲ知ル保守主義ヲ執ル人ガ無クナルカラ
日本デ國會ヲ御入レニナルノハ不利益デアルト云フ事デ御座イマ
シタ

(渡委員) 前職ハ費成ダガ後トノ方ハ何ウカ

(出浦報告委員) 公然政事ニ關係スル事ガ町村會ノ議員ヲ選フ事
ガ出来ナイト云フ事ハアリマセヌ

(村田委員) 府縣會デモ選舉權ハ充分アルガ被選舉權ハナイ

(小松報告委員) 政黨ニ選入ル事ガ出来ナイカラ選舉スル事ハ出
来ナイ

(委員長) ソレハ「モツセー」一人ノ考ニ違ヒナイ今日ハ之デ置

キマス

于時午後第四時間會

昭和十三年一月十三日爲了司法省法律調査會報告

日本學術振興會

序

日本學術振興會第一（法律學、政治學）常置委員會は昭和八年十月其の最初の會合に於て、維新以降我國の立法資料の蒐集に關する小委員會を設置することに決定した、之が即ち第九小委員會である。

右第九小委員會は其の劈頭の事業として、法典調査會に於ける民法法典案の審議の速記録を印刷し、引き続き刷了したのが左記の通りである。此等の速記録及法案等は原本が一部僅に司法省に存するのみであつて、若し火災等の危険を考へるならば、眞に慄然たらざるを得ないのであるが、今、此の印刷が完了して、適當の場所に夫々それを保管することが出来るやうになつたのは、誠に結構な次第である。

此等の印刷には、昭和十年十二月から昭和十四年十二月まで三年一箇月の日子を費した。尙、之に付て司法省の當局が直接間接に多大の援助を與へられたことを、茲に深謝する。

昭和十四年十二月

第九小委員會委員長 加藤 正治

附記

第九小委員會に屬し又嘗て屬した委員の氏名は左の通りである。

○現在委員

加藤 正 治
 尾佐竹 猛
 織田 萬
 川野 信太郎
 野村 千
 清水 澄
 中野 耕太郎
 尾元 彦
 長島 毅
 松宮 順
 中島 吉
 牧野 英
 山田 三
 山川 端
 山田 良

○舊委員

鳥賀 良
 岡田 朝太郎
 神戶 寅次郎
 金井 徳次郎
 栗原 正
 末廣 重雄
 立川 作太郎
 穂積 重遠
 三浦 信三
 池田 寅二郎
 永田 安吉
 米澤 菊二
 大森 洪太

○裁判所構成法

裁判所構成法議事速記録

ルドルフ氏裁判所構成法修正案理由書

○民法

民法草案財産編議事速記録

民法草案取得編議事速記録

民法草案擔保編議事速記録

民法草案議事筆記録

民法再調査議事筆記録

民法再調査議事速記録

民法整理會議事速記録

民法主査會議事速記録

民法總會議事速記録

民法施行法議事速記録

民法整理會議事速記録

民法編纂ニ關スル諸意見書級込

民法草案意見書人事相續

○商法

商法再調(舊法時代)筆記及意見書

商法議事要録

商法整理會議事速記録

商法施行法議事録

商法草案

商法案ニ對スル意見書

商法修正案參考書

商法決議案

商法中改正議事速記録

商法草案議事速記録

商社法第一讀會筆記録

商社法第二讀會會議筆記録

商社法第三讀會會議筆記録

商社法第四讀會會議筆記録

商社法第五讀會會議筆記録

商社法第六讀會會議筆記録

商社法第七讀會會議筆記録

商社法第八讀會會議筆記録

商社法第九讀會會議筆記録

商社法第十讀會會議筆記録

商社法第十一讀會會議筆記録

商社法第十二讀會會議筆記録

商社法第十三讀會會議筆記録

商社法第十四讀會會議筆記録

日本學術振興會

第一條

凡ソ法律秩序ノ基本ハ諸般ノ維悉ト不法ヲ防制スルニ在リ故ニ法律ハ端ヲ致ニ發セザル可ラス

例外裁判所ハ必ス之ヲ設ク可ラストスル事獨逸裁判所構成法ノ如クナルハ不可ナリ若シ法律アリテ之ヲ設ケン歟是亦正當ノ裁判所法定ノ判事ノミ又例外裁判所ノ意義タル素ヨリ既ニ明了ニシテ凡ソ例外裁判所ハ法治國ニ於テハ唯戰爭戒嚴等例外ノ時勢ニ於テノミ其設立ヲ期シ得ヘキモノナル事今更茲ニ論詳スルヲ要セヌ

第二條

陸海軍裁判所ノ別ニ構制ヲ有スルハ當然ナリ

尙第六條ヲ參照スヘシ

第三條

現時警察官ノ裁判權ヲ行フモノハ違警罪ノ外向賭博及ヒ執行事件

裁判權ノ三

アリ故ニ本條ニ斯ク規定スルヤ其ノ違警罪ニ關スル裁判權ノ外ハタノニ皆斷然除斥セラルヘキヲ以テ其規定ハ即時ノ效用ヲナスモノトス勿論其違警罪ニ關シテハ本條ニ付キ尙立入りタル施行規定ヲ要スルナリ今日法律秩序ノ轉々確固ニ赴ケル復々千八百八十四年九月二十四日附ノ法律ヲ以テ足レリトスルヲ得サルナリ

第四條

司法官吏ニ對スル懲戒裁判權ニ至テハ本法能ク其規定ヲ設クルヲ得ヘキナリ然レトモ其條章ノ一個特別ニシテ又範圍ノ大ナル事口之ヲ特別法ニ遷ルノ勝レルニ如カサルヘシ因テ茲ニハ唯(第四百十三條ノ司法監督權ノ場合ノ外)懲戒裁判所ナルモノヲ設ケテ其手續ヲ行フノ必要及ヒ其ノ判事ニ係ル場合ニハ本職ノ判事ヲ以テ其裁判所ヲ組立ツルノ必要ナル事ヲ一決シ置クニ止ムヘシ

第五條

其必要アルトキハ商事々件製造事件執業事件等ニ付キ特別裁判所
ヲ新創シテ之ニ付スルニ通常裁判所裁判權ノ一部ヲ以テスル事ハ
特別法ニ遵ルヘク通常裁判所ニ關スル此種制法ヲ右等ノ特別裁判
所ニ適用シ得セシムヘキヤ否ヤ及ヒ何如程之ヲ適用シ得セシムヘ
キヤモ亦同ク特別法ニ於テ之ヲ定ムヘシ

第六條

權限裁判所ニ至テハ事右ト相異ナリテ其ノ必要ナルヲ認ノラル、
事既ニ現今ニ於テモ然ル事ハ之ヲ行政ノ新制度ニ從スヘシ然レト
モ其職務ヲシテ獨リ通常裁判所ト行政裁判所若クハ行政廳トク爭
議ニノミ限ラシムルハ事ノ宜ヲ得タルモノニ非スト思フナリ勿論
通常裁判所ト特別裁判所若クハ例外裁判所トノ爭議ヲ裁判スルノ
權ヲモ之ニ與フルノ因由ハ存スル事ナシ蓋シ通常裁判權ト例外裁
判權ノ相觸ル、ヤ其ノ相觸ル、ノ範圍ニ於テハ通常裁判權停息シ

裁判權ノ四

通常裁判權ト特別裁判權ノ相觸ル、ヤ通常裁判權ハ特別裁判權ノ
補助トシテ存スレハナリ之ニ反シテ通常裁判所ト陸海軍裁判所ト
ノ爭議ニ至テハ既ニ千八百八十五年五月二十九日附ノ法律ヲ以テ
其規定ヲ立ツルノ必要アリシカ此法律ニ依ルトキハ上告手續ヲ以
テ大審院之ヲ裁判スルモノトス此方法タル國ヨリ其來歴アリ然ト
モ之ヲ以テ足レリトスルヲ得ス故ニ此場合ニモ權限裁判所ヲシテ
之ヲ裁判セシムル事ニ定メタリ若シ尙一步ヲ進メテ茲ニ司法事件
ト行政事件トヲ分別セントスルニ至テハ又宜ヲ得タルモノニ非サ
ルヘク事口行政ノ新制度發達シテ行政訴訟ニ關スル司法事務ヲ取
扱フ別段ノ機官ヲ要スルニ至ルヲ待タサルヲ得ス因テ一方ノ當事
者官吏若クハ國庫ナルカ故ノミテ以テ通常裁判權ノ停息スル事ナ
キ旨ヲ揭タルノ必要モ存セスト思ハル、ナリ此種ノ事件タル今迄
ハ必ス通常裁判所ニ於テ之ヲ裁判シ唯其裁判管轄ノ特優ナルノミ

此法今ヨリ以後ハ何如ナル要件存スルトキハ之ニ依ル可ラサル歟
是レ或ハ特別法ニ之ヲ定メ權限裁判所之ヲ決スヘキナラン

第七條

本條ハ前條ニ於テ彼ノ特別例外ノ諸裁判權ヲ取除ケトシタルヲ承
ケテ自然ノ論結ヲ示スナリ日本ノ在外國公使領事ノ裁判權ニ付テ
モ尙茲ニ取除ケテ設タルカ如キハ本法ノ名義ヨリシテ其必要アル
ヲ見ス本法ハ即チ日本内國ノ裁判所ニ相關スルニ止マルナリ又本
條ノ地位タルヤ以テ天下ノ諸規定ハ皆通常裁判所ニノミ關スルモ
ノナル事ヲ明知セシムルニ足レリトス裁判所獨立ノ原則ノ如キ殊
ニ然ルナリ故ニ該原則ハ之ヲ第一編ノ首端ニ置カンヨリハ寧ロ第
二編ノ首端ニ置クヲ宜シトス若シ之ヲ第一編ノ首端ニ置カハ必ス
ヤ之ヲ諸般ノ裁判所ニ涉ラシメサルヲ得サルヘク然ルトキハ全ク
本法ノ意旨ニ反スルナリ

裁判條ノ五

第八條

本條ハ二個ノ方向ニ付テ其效用ヲ有スルナリ即チ消極的ニハ諸般
ノ朝皇司法ヘ國君自ラ司法ヲ取扱フヲ云フヲ斥ケ又司法行政ヲ以
テ裁判ニ干渉スル事ヲ禁シ積極的ニハ必ス法律ヲ適用スルノ義務
ヲ明ニス

第九條

其段層大體ニ於テハ現行法ノ如シトス唯第一ト第二ノ裁判所ノタ
ノニ舊時ノ名稱却テ適當ナルヲ以テ更ニ其名稱ヲ撰用シタルノミ
其體要ノ差違ハ則チ重キヲ合議制ニ置テ殊ニ第二段層ヲモ合議制
トナシタルニ在リ即チ第二段層ヲモ合議制トナシタルカ故ニ亦合
議制ハ區裁判所ヲ除クノ外諸裁判所一般ノ性質ナリト茲ニ明揚ス
ルニ足レルナリ蓋シ今日一方ニハ區裁判所ノ生成其順ニ適シ又一
方ニハ判事ノ豫修ノ齊一ナル合議制ノ擴張ハ目下已ム可ラサルノ

必要タリ若シ地方裁判所ニ在テモ同ク一判事ヲシテ裁判ヲナサシ
 ノハ裁判所ニ段層ヲ立ツルノ全組織、區裁判所地方裁判所ト區別
 シテ其權限ヲ相異ナラシムルノ趣旨解ス可ラス又辯ス可ラサルナ
 リ左レハ地方裁判所ヲ合議制トスル事ニ對シテ先キニ危疑ノ論之
 アリシモ其論ヤ唯理財上ニ根據ヲ取レルノミ然レトモ區裁判所ノ
 數ヲ大ニ増加スルニ當リテ所在地外開廷（第八條）ノ制規ヲモ
 大ニ利用シ而シテ地方裁判所就中其無要ノ支廳及ヒ控訴院ノ全ク
 不相當ニ多キヲ減シテ之ヲ適當ノ數トセハ右ノ論モ亦消滅スヘキ
 ノミ實ニ現今四十六始審裁判所ノ其職員ニ富メル此裁判所ノ數ヲ
 シテ尙今後ニモ皆存立セシムルトモ區裁判所ノ權限ハ又增長スヘ
 キカ故ニ其現員ヲ以テ事欠クカ如キ事ハ殆ト之ナカルヘシ而シテ
 五十三ノ支廳ヲ廢止シテ始審裁判所管轄ノ廣延ナルカ、交通不便
 ナルノ地ニハ之ニ代フルニ刑事支部ヲ以テシ此支部ハ重モニ區判

裁權條ノ六

事ヲ以テ之ヲ結ノシムル事トセハ二百餘ノ判事一百餘ノ檢事ハ之
 ヲ得ルニ難カラス又名古屋函館ノ兩控訴院ヲ廢止スルトキハ（今
 日尙同運トナルモノハ唯此廢止論ニ止マルヘシ）同シク多クノ費
 用ト職員トヲ得ルニ至ルヘシ故ニ此改革ノタノ餘分ノ費用ヲ生ス
 ル事之レアレトモ（之ヲ生スルハ地方裁判所ヲ合議制ニスルカタ
 ノナラスシテ反テ必要已ム可ラサル區裁判所ノ増加ニ基ツタナリ
 ）其額決シテ（唯獨リ合理ナル）此新制度ノ設定ヲ妨クルカ如ク
 夥多ナラサルヘシ鐵道ノ線路延長シテ交通ノ便著シク益シタル事
 此新制度ノタノ極ノテ利アリトス

第十條

本法初行ノ際ニ當リテハ更迭規則ヲ以テ司法行政部ニ一兩年ノ試
 驗時日ヲ得セシムル事ヲ防ケストノ留保ヲ以テセハ本條ハ又別ニ
 聲明ヲ要スル所ナシ

第十一條

本條ノ第一項ハ暗黙ノ裏ニ於テ司法行政制部ニ指命スルニ裁判所職員充設ノ點ニ於テモ亦司法事務其宜ヲ得ン事ヲ監察スヘシト云フヲ以テスルモノトス又第一項ト第二項トヲ連接シテ之ヲ考フレハ復タ從前ノ慣例ニ於ケルカ如ク其必要ノ員數ヲ一束シテ歲計豫算ニ載スル事アルヲ得ス必スヤ裁判所毎ニ算定シテ之ヲ表揚スヘキヲ見ン而シテ然ルトキハ又司法行政部ヲシテ若シ豫算年度中豫算ノ所定ヲ以テ足レリトスル事能ハサルニ至リタルノ際ニハ一時獨斷シテ其處置ヲ施スノ便ヲ得セシメサルヲ得ス是レ第三項ニ其規定アル所以ナリ然レトモ此點ヲ除クノ外司法行政部ノ機悉ヲ以テ豫算ノ所定ヲ動かスハ本條ノ許サ、ル所トス就中所長及ヒ部長モ亦判事トシテ其員數中ニ明ニ合算スヘキノ規定ノ如キ最モ此意ニ出テタルナリ

裁權修ノ七

第十二條

檢事ハ一體ナリ檢事局ハ唯一アルノミ其職務ハ統一ノ理義ヲ有スルナリ第八十五條ノ檢事ハ其上官ノ命令ニ從フト云ヘル規定ハ即チ能ク此意思ヲ表明セルモノトス而シテ然ルニモ拘ハラヌ本條ニ各裁判所ノ檢事局ト稱スルカ如キ事之アルハ是レ右ノ意思ニ抵觸スルモノニ非スシテ唯檢事ノ官職ヲ表スルニ短簡ノ言辭ヲ用ヒンカタノ然ルノミ此意ヲ以テスルトキハ獨立シテ互ニ相限リ互ニ相異ナルノ檢事局アリト云フモ亦固ヨリ不可アラサルナリ

裁判所ハ檢事局ノ有無ニ拘ハラヌシテ獨立ノ存在ヲ有スレトモ檢事局ハ其相關スル所ノ裁判所ナクシテ獨リ之アルヲ得ス「各裁判所ニ檢事局ヲ附置ス」トハ即チ此意ナリ檢事局ハ裁判所ニ緣テ存在スル事此ノ如シト雖モ其ノ事務ヲ取扱フニ至テハ裁判所ニ從屬スルモノニ非スシテ能ク裁判所ト相併立シ裁判所ニ對シテ獨立ヲ

有スルナリ然レトモ行政機關トシテ又固ヨリ判事ノ事務ヲ取扱フ
事アルヲ得ス之ニ反シテ檢事急病招還等ノタノ差支アリテ猶豫ス
可ラサル事務ヲ取扱フ事能ハサルトキハ裁判所ノ上官ハ其裁判所
ノ其資格アル官吏即チ候補豫備判事若クハ豫算所定ノ判事ニ其一
事務ヲ取扱フ事ヲ委任スルモ支障ナシ是レ檢事局ハ其性質ニ於テ
唯形式ヲ首トスルモノナルヲ以テナリ

第十三條

前第十一條ヲ參照アルヘシ區裁判所ニ別ニ檢事ヲ置ク事孰地モ皆
事務上ニ於テ必要ナリトハ思ハレス財政上ノ點ヨリ見ルトキハ置
カサルノ勝レルニ如カサルナリ而シテ數々移付ヲ受クルハ第二十
三條第三一等ノタノ多クノ刑事々件ヲ取扱フヘキ區裁判所即チ繁
盛ノ地ニ於ケル區裁判所ニ至テハ又其地ノ合議裁判所ノ檢事局能
ク其事件ノ結了ヲ助クル事ヲ得ン此點ニ付テハ司法行政部須ク其

數條修ノ八

齊一ノ手續ヲ設クヘキナリ其條ニ於テハ候補警察官山林事務官暨
職官及ヒ郡區町村吏ノ多數ナル其事務モ亦要スルニ大概ハ瑣細ナ
ル、別ニ檢事ヲ置クヲ要セスシテ能ク之ヲ辦セシムルヲ得ン

第十四條

合議裁判所ニ於テ一書記局ヲ以テ裁判所及ヒ檢事局ノ用ヲ兼辦セ
シムルハ不都合ナリ故ニ合議裁判所ト其檢事局ノタノニハ各別ニ
書記局ヲ設クヘシ然レトモ區裁判所ニ至テハ唯一書記局ヲ置テ其
内一名ノ書記ニ檢事局ノ書記事務ヲ託シ記帳事務ヲ理セシムルモ
敢テ支障ナカルヘシ此點ニ關シテ事情ノ何如ニ關ヒ相應ノ準則ヲ
設クルハ司法行政部ノ任ナリトス

第十五條

裁判所ニ於ケル計算出納ノ官ハ日本舊習ノ又所好ノ司法制度ニシ
テ且事情ニ因テハ必ス有益ナリ又必要ナリ而シテ其事情ノ何如ハ

司法行政部ノ宜シク考定スヘキ所トス

第十六條

執達吏ノ制規ニ關シテハ異見ヲ有スルモノモ之アラシク然レトモ今日日本ニ於テ強制執行ヲ警察官ノ任トナシ送達ノ事務ヲ書記局一種ノ受負人ニ託シテ其受負人ヨリ送達使丁ヲ雇用セルハ明治十四年十二月五日布達一此現狀ハ固ヨリ之ヲ其儘ニ維持スルヲ得サルナリ然ラハ之ヲ人民ニ放任セン歎人民ノ大部分カ新編ノ法律制度ニ對シテ有スヘキ境遇之ヲ許サ、ルモノアリトス即チ人民ニ放任スルニ此ノ甚ク重要ナル執行及ヒ送達ノ兩事項ヲ以テスルトキハ亦濬業公事師ノタノニ門戶ヲ開クノ結果之アルヘシ是レ日本ニ執達吏ノ官ヲ設ケサルヲ得サル所以ナリ、執達吏ノ職務上ノ地位ハ何如ナル法律上ノ旨要ヲ有スルヤニ至テハ主トシテ訴訟手續法ニ關スルモノニシテ即チ其送達及ヒ執行ヲ之ニ託スルハ何人ナルヤ

即チ當事者ナルヤ裁判所ナルヤ當事者ナルトキハ其責任ノ程度云々裁判所ナルトキハ其責任ノ程度云々ナルニ相照シ本法ハ此等ノ點ヲ定ムヘキモノニ非サルナリ本法ハ唯一般ニ其職務區域ヲ定ムヘキノミ但シ第五百條ニハ執達吏若シ裁判所ノ依頼ヲ受ケテ事務ヲ執ルトキハ書記局ノ命令ニ從フヘシト定ムルノ必要之アルナリ執達吏ヲ區裁判所ニノミ置クハ公衆ノ爲ノ及ヒ監督ノ爲ノ宜シク然ルベキ所トス

第一章 結末總說

此一章ハ裁判所及ヒ檢察局ノ職員充備ノ事ニ關スルモノナレハ勸解吏ノ事モ亦若シ今日ノ儘ヲ存シテ之ヲ一時ノ官ト見做ス可ラスンハ尙此ニ揚ケサルヲ得サルヘシ辯寫事務ヲモ此ニ揚ントスルニ至テハ其必要ナシ何トナレハ此事務ハ書記事務ノ一細目ニシテ書記事務ノ細目ハ即チ司法行政上ニ於テ之ヲ規整セサル可カラサレ

ハナリ監獄事務ハ全ク司法部ノ外ニアリ勿論検事局ヲシテ其事務
ニ一層廣ク參與セシムルハ大ヒニ好マシキ事ナレトモ其參與ハ司
法省及ヒ内務省ノ協議ニ一任セザル可ラス

第二章 區裁判所

大體ニ於テハ今日ノ現状ヲ維持シ唯此最下段層十年ノ生成其願ニ
適セシニ圖テ一千八百七十六年九月二十七日附ノ布達千八百八十
一年六月十日附第五十四號布告及ヒ同年十二月二十八日附ノ布告
參照一詳明ノ規定ヲ設ケシノミ

第十七條乃至第十九條

此條々ニ關シテハ最初ノ事務年度若クハ其年度ノ殘餘ニ於テハ何
如ニ之ヲ處スヘキヤノ施行規定ヲ設クヘシ

第二十條

其主本ノ權限ハ斷然此ニ之ヲ定ムルヲ要スルナリ其權限タル實ニ

裁權修ノ十

裁判所稱制全體ノ骨髄ナリト云フモ不可ナカルベシ其附隨ノ權限
即チ強制執行押置催促手續永遠ノ記念ノタノニスル探證等個々ノ
訴訟上ノ所爲若クハ手續及ヒ豫案反訴等ニ至テハ之ヲ訴訟手續法
ニ一任シタル事(第二十四條)固ヨリ其所トス又百圓以内ト云フ
現法ノ權限ハ本案之ヲ根基トシテ存持セリ其餘價格ノ何如ヲ問ハ
スシテ區裁判所ノ權限ニ販シタル數事件ハ皆急速ノ處置ト場所柄
人柄ノ熟知ヲ要スルモノナリトス

第二十一條

後見事件地所帳事件ノ取扱商業登記簿等ノ主管ハ之ヲ其土地及ヒ
民人ノ事情ヲ最モ能ク知悉セル區裁判所ニ託スルニ如ク事ナシ勿
論是等ノ事件タル今尙其本實ノ法規ヲ立テラレン事ヲ待ツカ如キ
有様ナル事殆ト皆然カラザルハナキカ故其登記ヲ爲シ若クハ爲サ
サル時ハ如何ナル效果ヲ生スルヤ及ヒ專賣權商標見本ニ關シテハ

尙中央登記所ニ於テ其登記ヲ爲スベキヤ否ヤハ其本質ノ法換如何ニ從フベシ先ツ差當リテハ其登記ヲ一所即チ官報等ニ公告スレハ足レリトスベキナリ

第二十二條

破産手續ハ單獨判事統一ノ指揮ヲ爲ス事ヲ要スルモノニシテ合議制ヲ此手續ニ用ユル時ハ事難重ニ失スルノ患アリ幸國書テ之ヲ經驗ス故ニ日本ハ初ヨリ幸國ノ此經驗ヲ利用スヘシ

第二十三條

現今治安裁判所ノ取扱フヘキ刑事々件タル司法裁判ノ請求ヲ受ケタル違警罪事件ノ外ハ豫審ヲ用ヒザリシ輕罪事件トス然レトモ此ノ如キハ其實處モ權限ヲ定メタルモノニ非ラズ何トナレバ豫審ヲ申立ツルト否トハ全ク檢事局ノ隨意ナレハナリ因テ其ノ輕罪ニ關スルノ權限ハ今愛ニ之ヲ確定スヘク則チ之ヲ確定スルニ當リテマ

區裁判所ニ與フルニ二ヶ月以下ノ羈絆刑等ニ該當スヘキ輕罪ヲ裁判スルノ權ヲ以テスルモ處モ不可ナシトノ說ナリキ是故ニ法律ニ定メタル刑ノ最高度右ノ制限ニ過キザル事件ハ皆直チニ區裁判所ノ權限ニ假スルナリ(本條第二)而シテ本條ノ第三ニ於テハ尙區裁判所ニ假スルニ法律ニ定メタル刑ノ最高度ハ右ノ制限ニ過グルモ現實判事ノ科スヘキ刑ハ右ノ制限ヲ超ヘザルベシト豫想シ得ベキ夫ノ極メテ多キ事件ヲ以テセンガ爲メニ本來其權限ヲ有スル地方裁判所ノ刑事會議局ニ於テ右ノ如ク豫想スルトキハ其事件ヲ區裁判所ニ移付スルヲ得ベシト定メタリ蓋シ斯クスルトキハ一方ニ於テハ區裁判所ヲシテ事實上少クトモ從前ト同段ノ裁判ヲ爲ス事ヲ得セシメ又一方ニ於テハ其權限ノ檢事局ノ隨意ニ存スル事ヲ避クルヲ得ン勿論之カ爲メ區裁判所ハ其事件ニシテ然ルベシト意思スルトキハ又二ヶ月以上ノ羈絆刑等ヲ科スルヲ得ベキニ至ルベシ

ト雖トモ必要ノ場合ニハ其判決ニ對シテ控訴ヲ爲シ得ベキガ故ニ
原則上ヨリシテ區裁判所ニ許スニ其意見ニヶ月以上ノ羈押刑等ヲ
科スベシトスルニ在ルトキハ其事件ノ裁判ヲ拒ムノ權ヲ以テスル
ヨリモ稍ヤ勝ルヘシ然ラスシテ若シ此自便方ヲ許ストキハ區裁判
所ハ或ハ動モスレハ其事件ヲ推諉シ以テ其設若權限ヲシテ徒法ニ
屬セシムル事ナキヲ保セス

刑法第二篇第一章及ヒ第二章ニ掲クル輕罪ヲ區裁判所ニ移付スル
事ヲ全ク禁ジタルハ其事件ノ性質ニ於テ當ニ然ルベキ所ニシテ大
審院ガ右ト同種類ノ重罪ヲ獨リ專ラ取扱フベキノ旨意ト相應スル
ナリ(第五十二條第二)

第二十四條

前第二十條ニ關スル說明ヲ參照スベシ

第三章 地方裁判所

第二十五條乃至第二十七條

裁判所ノ部、長、部長、豫審判事、此條々ノ規定ニ依ルニ各地方
裁判所ハ尤モ少ナクシテ二部ニ分ル、ナリ即チ一ヲ刑事部トシ又
一ヲ民事訴訟事件ト破産事件及ヒ無訟事件ニ於ケル上訴トヲ取扱
フ他ノ一部トス又判事ノ數ハ尤モ少クシテ五名ナリ即チ所長一名
所長カ一部長ヲ兼ヌルノ外別ニ部長一名陪席判事二名及ヒ豫審判
事一名トス是レ其故タル一陪席判事ノ數部ニ就テ陪席スルハ之ヲ
禁セラレトモ陪席判事ニシテ豫審判事タル事ヲ禁ズルニハ非ザレ
トモ爲シ得ベカラザル所ナレハナリ豫審判事カ其豫審ヲ爲シタル
刑事事件ニ付キ陪席判事トナル事ハ須ラク治罪法ニ之ヲ禁シテ裁
判無効ノ一理由ト定メザルベカラス
所長モ亦先ツ判事タリ、是レ第十一條ヲ推シテ之ヲ知ルベシ、獨
立ナル裁判所ノ判員タリ、其ノ判事タルノ資格ハ不波ノ性質トモ

稱ス可ク其ノ所長タルノ資格ニ至テハ附帶ノ資格ニシテ或ハ永久
 其身ニ隨ハス故ニ其資格ノ爲ノニ其ノ判事タルノ公平及ヒ獨立ニ
 差響ヲ及ボサル、如キ事アル可カラズ即チ司法行政上ニ於テハ能
 ク其上官ノ命令ニ從フベキモ裁判ノ事ニ關スル命令ニ至テハ其義
 務及ヒ本心ニ戻ルモノトシテ之ヲ斥クベシ蓋シ此ノ如クナルトキ
 ハ其義務相抵觸スルニ至ル事モ之アルベシト雖モ然レトモ本草案
 カ所長ヲシテ判事ノ職務ヲ執ラシムル事其理由亦居多ナリトス即
 チ節儉ノ爲ノ合議ノ爲ノ又所長ノ職ハ行政事務ヲ執ルカタノニ幾
 分力廣闊セルカ故ニ事ノ狀態ニ向ヒ能ク公法上ノ見解ヲ鳴ラス事
 モアルヘキヲ以テ裁判其者ノ爲ノニモ有益ナル事ナクンハアル可
 ラス

一 彼ノ事務トハ外裁判所チ一ノ官廳トシテ代理スル事内裁判所ノ
 場室ヲ設置シ官吏ヲ延致シ宣誓セシメ及ヒ之ヲ各部ニ配置スル事

等ヲ云フ而シテ尙ホ本法ハ別段ナル司法行政上ノ職務トシテ始審
 裁判所長ニ委スルニ官吏ノ署名捺印ヲ認確スル事即チ其ノ真正ニ
 シテ職用ニ供スルモノナルヲ證明スル事ヲ以テセリ蓋シ此職務タ
 ル事ノ本性ヨリシテ固ヨリ唯其管内ノ司法官吏ハ代言人公證入ヲ
 モ含ム一ノミニ及フヘシト雖トモ其司法官吏ニ及フカ故ニ又他ノ
 内國官廳及ヒ外國官廳トノ交通上契約造職罷職等ノ證書ヲシテ十
 分ノ證據力ヲ有セシムルガ爲メ全ク必要ナル制限ニシテ長ク缺ク
 可カラザル所ナリ、部長ハ常置ノ官ナルカ故ニ之ヲ常任シ事務分
 配ト共ニ更迭スルカ如キ事アラザルナリ其資格ニ於テハ一般ノ行
 政事務ヲ有スル事ナク只其部ノ事務ヲ指揮スベキノミ勿論此點ヨ
 リシテ或ハ他官廳ト交通スル等ノ場合モアル可シト雖トモ其ノ之
 ト交通スルヤ其部ニ屬スル事件ヲ取扱フヨリシテ然ルノミ事裁判
 所一般ノ地位ニ關スルニ至テハ之ヲ取扱フ事所長ノ任タル可シ

豫審判事ヲ定ムルニ司法大臣ノ命ヲ以テシ事務分配ヲ以テセザル
ハ其職務ノ重要ニシテ獨立ナルガ爲メ當ニ然ル可キ所ニシテ佛蘭
西法ノ見解ニ因ル時ハ正シク之ヲ檢事局ノ官吏ニ算入セラル可ラ
ナルナリ然レトモ豫審判事ノ代理者ヲモ亦司法大臣ヲシテ定メシ
メントスルニ至テハ悉ラク事ノ中庸ヲ過スモノナルベシ

第二十八條

事務分配ノ宜シキヲ得ルト否トハ實地ヲ觀ルノ敏達ナルト否トニ
取由スルモノニシテ法律ハ唯重モニ外面ノ整頓ノ爲メ一二ノ原則
ヲ設クベキノミ獨逸ニ於テハ事務分配ニ公平ヲ企ウスルカ爲メ其
權ヲ裁判所長ニ委ネズシテ之ヲ裁判所本局ニ委ネタリ其法即チ最
モ直接ノ當事者タル所長部長及ヒ尙ホ之ニ少クトモ一名ノ年長判
事ヲ加ヘテ之ヲ協議セシムルニ在リ然レトモ此ノ如キハ過考ニ失
スルモノニシテ其結果違ニ各自其ノ最モ好ム所ノ事務ヲ取扱ヒ其

ノ最モ愛スル所ノ判事ヲ己レカ陪席タラシメント欲スルカ如キニ
至ルヘシ若シ其思望ニシテ相容ル、ヲ得シ歎其間幸ニ相調和スヘ
ント雖トモ其調和スルヤ互ニ私情ヲ滿タシタルカタメニ然ルノミ
其際特ニ公ケノ利益ヲモ顧慮スルヤハ疑ハサルヲ得ヌ又其思望相
容レザラン歎不調和ノ端愛ニ開クヘシ故ニ此弊ヲ避タルニハ地方
裁判所ニ於テモ亦區裁判所ニ於ケルカ如ク全ク當事者ヲシテ事務
分配ニ參與セシムル事ヲセス唯之ヲ所長ニ託スヘシ然レトモ之ヲ
所長ニ一任スルトキハ所長又專恣ノ舉動ナキヲ保ス可ラサルヲ以
テ所長之ヲ控訴院長（若クハ司法大臣）ニ其申シテ控訴院長之ヲ
決定シ所長ハ唯己レカ事務ヲ執ラント欲スルノ部ヲ自ラ指定スル
ヲ得ル事トスルヲ尤モ宜シトス然ルトキハ所長專恣ノ憂モ亦生ス
ル事ナカルベシ勿論其上申ヲナスニ當テマ先ツ最モ關係アル部員
ノ意見ヲ聞ク事合議ノ制度ニ適應スト思ハル、ナリ

第二十九條

本條ノ規定ハ無用ノ勞ヲ省カシムル所以ナリ

第三十條

本條ノ規定ハ個類ノ異チ違タルカタノ又裁判ヲシテ常アラシムル
カタノ宜ク然ルヘキ所トス若シ一部ノ事務過多ナルニ至テハ同
法大臣ハ更ニ新部ヲ設ケテ以テ事務分配ノ既ニ定マリタルヲ變更
スルヲ得ヘシ是レ前第十一條ノ末項ニ載シテ全ク明カナリ

第三十一條

司法行政部ニ於テハ代理ノ順序ニ關シテモ亦通則ヲ設クヘキナリ
其通則トハ例ヘハ數名ノ豫審判事ハ互ニ代理ヲナスヘキ豫審判
事ハ決シテ刑事部員ノ代理ヲナス可ラサル事同日ニ關延アル部員
ハ互ニ代理ヲナス可ラサル事等ヲ云フ勿論本條ノ先ツ差當リ唯本
部ノ地方裁判所ニノミ關スルモノナル事ハ固ヨリ然ル所ニシテ是

レ第三十六條ヲ推シテ之ヲ知ルヘシ

第三十二條

地方裁判所ノ民事訴訟ニ關スル權限ハ大體ニ於テハ從前之如シト
ス而シテ其權限タル先ツ消極的ニハ區裁判所ノ權限(前第二十條
一ニ關テ之ヲ定メ又同條ニ例外ヲ設ケタルニ從テ積極的ニ之ヲ定
メノタリ國庫ヨリナシ若クハ國庫ニ對シテナス請求及ヒ官吏ノ公務
ヨリ起リタル處ノ官吏ニ對スル請求ニ關スル權限即チ此ナリ是レ
此等ノ事件ニ付テハ尙從前之如ク(明治八年第五號布達)特優ノ
裁判管轄ヲ置カサル可カラス但シ院省府縣等ト列舉スルヲ要セス
トノ說ニ出テシナリ勿論從前ハ控訴院ニ於テ此等ノ事件ヲ取扱ヒ
シカ故其事件ノタメニハ宜シク特ニ施行規則更邊規則ヲ設クヘシ

第三十三條

本條ハ刑事事件ニ關スル權限ニシテ區裁判所又ハ大審院ニ假スヘ

テ直ニ其事件ヲ取扱ヒ以テ之ヲ連結スル事ヲ得セシムルハ甚タ必
要ノ事ニシテ地方裁判所若シ此際ニ其用ヲナシ難クハ是レ一ノ
患者ト稱スヘシ而シテ其司法事務ヲ一層迅速ニスルノ必須趨ラサ
ルヲ得サルナリ蓋シ刑事々件ノ權限ハ民事々件ニ於ケルカ如クニ
其要急ノ大小ニ從フモノニ非ス又從フヲ得サルナリ民事々件ニ至
テハ區裁判所ハ正ニ其要急ナルカ故テ以テ其主本權限上ニ於テ後
多ノ事件ヲ取扱ハシノラル、ノミナラス訴訟手續法ニ於テ其附屬
權限ヲ定ムルニモ亦必ス右ト同一ノ故テ以テ之ニ執行假差押假處
分等ヲ委付スヘキヤ要ナシ是故ニ支部ハ唯刑事々件ニ關シテノミ
其必要アルモノニシテ刑事々件ニ關シテモ又重モニ第一審トシテ
ハ則テ區裁判所刑事々件ヲ參用スト云フノ一點ヲ以テシテ既ニ其ノ用
フ可ラサルヲ見ン區裁判所刑事々件ヲ用フルハ節約ノタメ甚タ嘉尙ス
ヘキ所ナレトモ其刑事ハ自己ノ判決ニ對スル上訴ノ場合ニハ圖ヨ

リ在席スル事能ハサルナリ

本部ト支部ノ刑事ノ相代理スル事能ハサレハ固ヨリ明白ナリ

第三十七條

本條ハ前第九條及ヒ第二十五條ヲ推究シテ自ラ然ルヘキ所トス現
今四百有餘ノ始審裁判所刑事タル處ヒ始審裁判所現今ノ總數ヲ留
メテ皆地方裁判所タラシムルトモ以テ之ヲ填員スルニ全く充分ナ
ルヘシト何スルナリ

第三十八條

檢察ハ各種ノ事務ヲ取扱フニ當リテ其上官ノ許可ヲ要スルニ非サ
ル事ハ其事務タル通例連結ヲ要スルモノナルヲ以テ即チ其事務ノ
性質ヨリシテ然ルナリ然レトモ是故テ以テ檢察正ノ命令ニ背反ス
ル代理ノ所爲ヲモ行フヲ得ヘシトス可ラス是レ本條ト第九十一條
第四百十二條第八ヲ連接シテ見ルトキハ以テ知ルヲ得ヘキナリ

第四章 控訴院

第三十九條乃至第四十一條

前第二十五條以下數條ノ說明ヲ參照スヘシ第四十一條ニ於テ前第二十八條以下數條ヲ控訴院ニモ通用スヘシト定ムルニ付加ヘタル變更ハ是レ控訴院ト地方裁判所ハ其段階相異ナルヲ以テ自ラ然ルナリ唯考究ヲ要シタルハ控訴院ノ事務分配ヲ大審院長ニ託スヘキヤ將タ司法大臣ニ託スヘキヤノ一點トス此問題タル司法監督權ニ關シテ再タヒ復起スルモノニシテ結局歸スル所ハ大審院ヲシテ成ルヘク司法行政事務ヲ免レシムルハ同院ノ職務ノタメニ利ナラサル歟中央司法行政部ト下級諸裁判所ノ間ニ同院ヲ介挿シテ別ニ一段階ヲ作ルハ果シテ得策ナル歟ト思考スルニ在リ而シテ此兩點ノ思考ハ殊ニ制度新定ノ時紀ニ在テハ重キチナスニ足ルモノトス何トナレハ司法行政事務ニ關シテ控訴院ヲ直チニ司法省ニ連絡スル

裁權條ノ一八

トキハ以テ其直接ノ命令ニ依リ其事務ヲシテ最モ能ク一揆ニ出テシムルヲ得レハナリ
 地方裁判所ノ判事ヲ控訴院ニ用フルニ付テハ控訴院長ヲシテ直チニ之ヲ招喚スル事ヲ得セシノンヨリ率口地方裁判所ヲシテ之ヲ廉介セシムルヲ宜シトス是レ控訴院長ヲシテ直チニ之ヲ招喚セシムルハ地方裁判所ノ秩序ヲ紊サシムルノ嫌アリ而シテ某判事ヲ欠クモ地方裁判所ノ秩序ヲ紊サザルヲ知ルハ其地方裁判所長ニ如クモノナケレハナリ

第四十二條

控訴院ノ權限ハ其地位ニ應シテ之ヲ上訴ノミニ限リ府縣院省等ニ對スル事件ノ如キハ復タ控訴院ヲシテ取扱ハシメサルナリ而シテ上訴ニ關シテハ本法ハ控訴ハ唯一回ヲ限り之ヲナスヲ得ヘシト云フヲ以テ根據トシタルカ故控訴院ハ控訴審トシテハ唯地方裁判所

ノ第一審判決ノ裁判ヲナシ得ヘキノミ抗告ニ至テハ幾許ノ程度迄
ハ「以上ノ抗告」ヲ許シ幾許ノ程度外ハ之ヲ許サ、ルヤノ明文ヲ
掲ケサルヘキヲ以テ其點ニ於テ尙自由ヲ存スルアリ此外尙便宜ノ
タノ控訴院ニ與フルニ區裁判所事件ニ於ケル地方裁判所ノ判決ニ
對スル上告ヲ裁判スル事ヲ以テセリ是レ或ハタノニ裁判ノ統一ヲ
害スヘシトノ異議ヲ招クハ目前ニ在ルヘシト雖トモ然レトモ其患
ハ毫モ存スル事ナシ蓋シ大審院ノ裁判ニシテ控訴院ノ裁判ト牴觸
シ其ノ抵觸スルニ拘ハラヌ大審院ノ之ヲ維持スル場合ニハ必スヤ
以テ控訴院ノ裁判ヲ動かスニ至ルハ之ヲ經驗ニ徵スルモ又大審院
裁判ノ示例的效力ヨリスルモ得テ免ル可ラサル所ニシテ其抵觸ハ
適々以テ其爭議ヲ明辯スルニ至ラシメスンハアル可ラス且諸般ノ
區裁判所事件ヲ皆大審院迄提出セシメントスルハ決シテ事ノ宜チ
得タルモノニ非サルナリ獨逸法ノ如キハ諸般ノ事件皆大審院ニ來

ル事ヲ非トシテ民事々件ニハ上告金額ナルモノヲ定メ其價格區裁
判所ノ裁判ヲ經ヘキ事件ハ決シテ上告審ニ於テ論攻スル事アルチ
得サラシメ以テ裁判ノタノ甚タ望マシキニモ拘ハラヌ高等審ニ於
テ其爭議ヲ裁判スルノ路ヲ拒絕セリ此ノ如キハ其當チ得タルモノ
ニ非サルナリ率口其上告ノタノニ尙一段層ヲ設クルチ宜シトス要
スル所ハ獨リ此一點ノミ地方裁判所モ亦區裁判所ノ判決ニ對スル
控訴ヲ受クルトキハ上告ノ理由ヲ裁判スルニ至ルヘシ然レトモ之
カタノ裁判ノ統一ヲ害スト主張セシモノハ未タ嘗テアラサルナリ
又上告トハ獨リ法律ノ適用ヲ誤マリタリトスルノ上告即チ本來ノ
上告ノミニ非スシテ又無効ノ故ヲ以テスル上告、手續無効ノ故ヲ
以テスル破毀ノ上告ヲモ指稱シタルナリ蓋シ第一種ノ上告ノ如キ
ハ或ハ區裁判所事件ニ付テハ之ヲ放棄スルモ可ナレトモ第二種ノ
上告ニ至テハ決シテ然ルチ得サルナリ然ルニ若シ本草案ノ所定チ

非ナリトスルトキハ控訴院ヲ超越シテ之ヲ大審院ニ提出セシノサ
 ルヲ得サルヘシ然ルトキハ一段層ヲ超越スルノ奇異既ニ免ル可ラ
 サルノミナラス又何故ニ此ノ無効ノ故ヲ以テスル上告ニ限リテ大
 審院ノ裁判ヲ經サル可ラサルヤノ疑問ヲ惹起スヘシ此上告タル案
 ヲリ別ニ裁判ノ上ニ困難ヲ來スモノニ非スシテ地方裁判所ナリ控
 訴院ナリ都テ控訴審ニ於テ之ヲ裁判スル事正ニ他ノ論攻ノ理由ノ
 如クナルヘキナリ或ハ區裁判所ノ判決ニシテ手續無効ノ厥アル場
 合ニハ其故ヲ以テ直チニ之ヲ大審院ニ於テ論攻セシノ地方裁判所
 ナ經ザラシムル事ニセン敷理財上ノ顧慮之ヲ許サ、ルナリ若ハ即
 チ區裁判所事件ニ於テ大審院ノ下ニ尚上告審ノ一段層ヲ設ケサル
 可ラサルノ理由ニシテ之ヲ設ケタルニハ控訴院ヲ以テ之ニ充ツルノ
 外アルヲ得サルナリ

第四十三條

裁判條ノ二〇

前第二十四條及ヒ第三十四條ヲ参照スヘシ

第四十四條第四十五條

前第三十七條及ヒ第三十八條ヲ参照スヘシ若シ函館名古屋ノ控訴
 院ヲ宮城大阪ノ控訴院ニ合併スルトキハ現數六十名ノ判事ハ將來
 ニ於テモ以テ充分餘リアルモノナルヘシ檢事ニモ亦二十餘名ノ判
 員ヲ生セントス

第五章 大審院

第四十六條第四十七條

第二十五條以下數條ヲ参照スヘシ

第四十八條第四十九條

大審院ニ於テ自ラ其事務分配ヲ定ムルハ大審院ノ地位ニ於テ應ニ
 然ルヘシ然ルトキハ或ハ前第二十八條ニ付キ逃ヘタル弊害ヲ免ル
 可ラスト雖トモ其弊害ヤ大審院ノ部ノ如ク大ナルモノニ在テハ左

程甚シキ事ナカルヘク且分配ノ權利及ヒ義務ヲ有スル院長ニシテ
總ノ部長等ト協議ヲ遂ケ其意見ヲ述ヘシムルトキハ又以テ幾分力
輕減スルヲ得ン而シテ其協議ヲ遂クヘキ事本條ニハ之ヲ明示シテ
掲タルノ必要アリ何トナレハ大審院ハ最高ノ裁判所ニシテ尙高級
ノ裁判所アリテ其分配ノ定メテ一決スルニ非サレハナリ大審院ニ
在テモ亦其院長ハ他裁判所長ト同シク其一部ニ加ハルヘク因テ亦
總ノ次年己レカ居ラント欲スルノ部ヲ指定スルヲ要スルナリ若シ
之ニ反シテ其ノ一部ニ加ハルト否トテ隨意ニ任スル事ニセハ其最
モ肝要ナル裁判モ院長ノ隨意ニ罷カルニ至ルヘキヲ以テ大審院ノ
名譽ハタノニ初ヨリ地ニ墜トサルヘシ又院長ノ指揮ヲ以テ一陪席
判事ノ職ヲ停止セシメラルヘキカ故ニ陪席判事ノ威光ヲモ損スヘ
シ蓋シ若シ何所ニ歎ト云ハ、須ク大審院ニ於テ裁判所ノ體面ヲ保
持スヘク各部ニ職員スルニ盡モ右ノ如キ謙遜スヘキ規定ノタノニ

裁判所ノ二二

行政上ノ干渉ヲ受クルカ如キノ懼ナカラシムルハ益ク肝要ノ一義
トス舊草案ニハ其第五十一條ニ類似ノ規定ヲ掲ケテ曰ク大審院長
ハ何時ニテモ部長若クハ部員ノ承諾ヲ得テ之ヲ他ノ部ニ轉セシム
ル事ヲ得ト是レ第三十條ニ表明シタル事務分配不動ノ原則ニ疾打
ヲ加ヘ以テ恰モ法律ヲ以テ大審院ニ屬從主義ヲ移入スルモノト稱
スヘシ而シテ充分ノ保護ノ道既ニ自ラ存スルヲ達レシナリ
第四十八條ノ末曾ニ付テハ前第四十一條ニ關スル說明ノ末尾ヲ參
照スヘシ

第五十條

此規定ハ裁判ノ統一ヲ得ルカタノニ必要欠ク可ラサルモノナリト
ス

第五十一條

本條ハ大審院ノ裁判ノ常アル事ヲ益フシ其低級ヲ避ケント欲スル

日本學術振興會

モノナレハ前條トハ間接ニ其主旨ヲ同フスルモノトス先キニハ尙
第五十四條ニ於テ大審院ノ或ル部ニ於テ會テ判決ヲ具ニシタル法
律ノ點ニ基クテ上告アルトキハ大審院長ハ既ニ總部ノ聯合ヲ命令ス
ル事ヲ得ヘ但シ其一部ニ於テ未タ其上告ノ審問ニ着手セサルトキ
ニ限ル一トノ規定之アリシカ此ノ如キ規定ハ上告ノ提起アリタル
ニ當テハ未タ其裁判ニ於テ其法律ノ點ヲ決スルノ必要アルヤ否ヤ
確定スルモノニ非サルカ故違モ事宜ニ違セサルナリ然レトモ總部
ノ招集ハ之ヲ要スルニ例ノ取計タルヲ免レサルヲ以テ決シテ草
率ノ間ニ之ヲ行フヘキモノニ非サルナリ

第五十二條

大審院ハ最後ノ上訴審及ヒ又單一審ニシテ其ノ上訴審タルノ權限
ハ前第四十二條ニ於ケル所載ノ如ク控訴院ノ控訴判決ニ對スル上
告及ヒ同院ノ決定命令ニ對スル抗告ヲ裁判スルニ止マルノミ其ノ

先キニ臨時裁判所ヨリ受續キテ有シタル權限ヲ復タ高等法院ニ代
ハリテ有スヘキ事件ニ關シテハ又固ヨリ單一審タルヘキナリ而シ
テ此種ノ事件タル事ラ政事上ノ重罪ニ關スルモノナルカ故ニ其裁
判權ハ當然之ヲ他ニ移付スル事ヲ禁スヘシ之ヲ禁スルハ國家ノタ
メ又被告人ノタメナリトス是レ近頃ノ訴訟タル大井等ノ大逆事件
ヲ一考セハ判テ其所以ヲ知ルヲ得ン實ニ彼ノ事件タル初メハ大攻
重罪裁判所ヲシテ幾周ノ間其審判ニ從事セシメ次テ大審院ニ上告
シ又名古屋重罪裁判所ニ回付セラレタルニ非スマ一訴訟ノ此ノ如
ク所々ニ彷彿シテ在再歲月ヲ關ルハ國家一般ノ安樂ニ利少ナクシ
テ害多シトス寧ロ敏速且強剛ニ終局ノ結了ヲナスノ大ニ愈レルニ
如カサルナリ蓋シ万事歸スル所ハ皆一般ノ安樂ニ在ルカ故構成法
モ亦決シテ此義ヲ遺忘スルヲ得サルナリ若夫レ此種ノ事件ヲ大審
院ノ所在地タル東京ヨリシテ正科的ニ取扱フノ困難ハ前手續ニ於

テ其地方々々ノ裁判所ニ大ニ囑託ヲナシ以テ著シク之ヲ成退セシムルヲ得ン

第五十三條

前第二十四條第三十四條及ヒ第四十三條ヲ参照アルヘシ

第五十四條第五十五條

第五十四條ノ規定ハ下級裁判所ノ職員被ノ如クナルヲ以テ其自然ノ結果應ニ然ルヘキナリ而シテ今日大審院判事ノ現數(凡ソ二十名)ハ以テ充分事足ルヘク檢事ノ現數(凡ソ十名)ニ至テハ殆ト必要ヨリモ多カルヘシ何トナレハ之ヲ從來ノ經驗ヨリ推ストキハ單一審ノ事件ハ唯希ニ之アルニ過キサレハナリ

各部聯合ノ場合ニ於テ判事三分ノ二以上ノ列席參與ヲ要スルハ其數最モ簡單ナル大多數トシテ自ラ然ルヘキ所ナレハナリ

第五十六條

數稱修ノ二三

大審院ニ於テ豫審判事ヲ命スルニ毎年豫ノ次年ノタノニ之ヲ命スル事ナク唯事件ノ出來毎ニ之ヲ命スルハ其事件希少ナルカ故ヲ以テナリ故ニ之ヲ命スルハ自然大審院長ノ任タルヘク若シ然ラスシテ毎年豫ノ次年ノタノニ之ヲ命スヘクンハ須ク之ヲ司法大臣ノ任ニ假セサル可ラス

第五十七條

(説明ナシ)

第三編 裁判所及ヒ檢事局ノ官吏

第一章 判事又ハ檢事トナルニ必要ナル準備及ヒ資格

明治二十年八月一號文官ノ修習ニ關スル普通規定出テタリト雖トモ構制法ニ於テ又判事檢事並ニ書記等高等卑等ノ司法職務ノ修習ニ付キ特別ノ規程ヲ設ケサルモ可ナルヤニ關シテ或ハ疑ノ容ルヘキナキニ非サルナリ思フニ其特別ノ規定ハ得テ避ク可ラサル所ナ

日本學術振興會

ルヘシ夫レ高等ノ司法職務就中判事ノ職務ノ豫修タルハ實ニ裁判
所構成上ノ欠ク可ラサル一部分ニシテ國家力頼テ以テ裁判權ヲ行
ハント欲スル其人ノ何如ナル種類ニ屬シ何如ナル性質ヲ有シ又何
如ナル修業ヲナスヤヲ定ムルハ亦裁判所構制全體ノ重切ナル一部
分否首要ノ一部分ト稱スヘシ何トナレハ裁判權ノ善良ヲ全フスル
ハ司法官ノ資格ヲ正フスルヨリ外アルヲ得サレハナリ故ニ其他ノ
規定ハ皆之ヲ設クルト同時モ又判事等ノ其職務ヲ執ルノ資格ヲ有
シ得ヘキ條件ヲ定メテ以テ之ヲ補フニ非スンハ之ヲ設クルモ尙精
柄アリテ刀身ナキカ如ク何々裁判所ハ幾名々々ノ判事ヲ以テ之ヲ
組織スト云フナレトモ其判事ナルモノハ果シテ何如ナル種類ノ人
ナルヤヲ明ニセスンハ以テ徒ニ虛文ニ屬センノミ右ハ即チ汎通ノ
思考ニ出テタルノ論ナリト雖トモ司法官ノ法律其他ニ關スル豫修
ニハ尙裁判所構制上ノ確乎タル大則ノ基ツクアリ殊ニ判事一同ノ

豫修ヲ全ク齊一ニシテ判事職務ノ豫修ニ付キ一般ニ大要義ヲ立ツ
ルカ如キハ地方裁判所ヲ合議制トセサル可ラサルニ付テ重モナル
根據ヲナスモノニシテ之ヲ合議制ニセサル可ラサルノ必要ハ即チ
本法ニ於テ、本法ノ此編ニ掲タル其豫修ニ關スル規定ヲ以テ、之
ヲ明ニセサル可ラサルニ非スヤ又區裁判所ノ權限ヲ彼ノ如クニ延
長シ得ルカ如キモ其ノ重ナル根據ハ右ニ存スルナリ之ヲ要スルニ
其規定タル本法ノ要旨ノ全體ヲ明ニスルカタノ難ル可ラサルノ關
係ヲ有スルモノニシテ本法若シ其規定ヲ欠クトキハ終ニ巨障ヲ留
ムルヲ免レサルナリ蓋シ齊シク一般ノ官吏ニ向テ立ツルノ要義ハ
即チ其職務柄ヲ區別セス唯官吏ナリト云フテ以テ之ニ向テ立ツル
ノ要義一例ヘハ宣誓ヲナサシムル事ハ第六十五條一會テ刑罰ニ
觸レタル事アラサル事等ハ第七十三條一ノ如キハ之ヲ一般ノ官
吏法ニ掲ケテ可ナレトモ判事檢事書記等ノ特別ノ資格其ノ司法ノ

職務ノ修習中ニ於ケル執務方及ヒ此等ニ串聯スル所ノ諸規定ニ至
テハ之ヲ本法ニ載スルヲ要スルナリ實ニ此等ハ皆職務柄ノ極ノテ
相異ナルモノニ均シク通スル規定ヲ以テ之ヲ定ムルニハ全く相通
セサルモノニシテ一種別段ノ職務柄ニ關スル別段ノ修業ハ固ヨリ
別段ノ規定ナクンハアル可ラス是レ租稅官吏ハ郵便官吏ト全く其
科ノ修業ヲ同フセサルカ如ク郵便官吏モ亦司法官吏ト其科ノ修業
全く相同シカラサレハナリ然ラハ則チ右ノ特別規定ハ其特別ノ科
業ヲ行フノ制度ヲ定ムル法律ニ屬スヘキノミ若シ然ラスシテ各科
修業ノ事ヲ一般ノ官吏法ニ定メントセハ勢、之ヲ各別ニ列擧セサ
ルヲ得サルヘシ然ルトキハ其法律ハ甚タ奇異ノ觀ヲ呈スルニ至ラ
ントス故ニ文官試験法ニ於テモ亦各科ノ修業ニ關スル事ニハ餘リ
深ク立入ラスシテ以テ巧ニ之ヲ避ケタルモノ多シ故ニ司法ノ職務
ニ關シテモ亦左ノ如クシテ然ルヘシ各種ノ官吏ヲ通シテ必要ナル

後編修ノ二五

資格及ヒ要義ハ之ヲ一般ノ官吏法ニ集載シ各科ノ修業ニ關スル規
定ハ各々其特別法ヲ以テ之ヲ定メ特別法ハ恰モ一般ノ官吏ニ對ス
ル施行條例ノ如クスル事即チ是レナリ

第五十八條第五十九條

其ノ經ヘキ試験ノ何如ナルモノタルヘキヤハ茲ニ之ヲ定ムヘキニ
非ス宜ク第五十九條ニ定ムルカ如ク其他ノ細目ト共ニ之ヲ試験規
則ニ留保スヘキナリ又二重ノ試験ヲ經ルヲ以テ原則トナシタルハ
是レ現行ノ規定ニ適應スルモノニシテ大學卒業生ノタノ例外ヲ設
ケタルハ大學科ノ仕組ヨリシテ然ルヘキ所トス

第六十條

明治二十年十一月五日附ノ勅令ニ依ルニ試補ノ待遇ヲ委任トセリ
因テ司法大臣ハ其一意ヲ以テ之ヲ任免スルヲ得サルヘキ管ナルカ
故(明治十九年二月二十六日附ノ官制法第十二條)本條ノ規定ハ

官吏一般ノ地位ニ關スル日本現行ノ法規トハ正ニ相抵觸スト雖モ
明治十九年七月二十三日附ノ試験法第二十八條ニハ既ニ此規定ア
リ是レ良好ノ理由アルモノナリトス然レトモ本法第四百十一條以
下ヲ殊ニ顧慮シテ此規定ヲ更ニ茲ニ掲タルハ全ク然ルヘキ所ナリ
第六十一條第六十二條

此兩條ノ規定ヲ一般ノ官吏ニ關スル法律ニ掲ケスシテ本法ニ掲ケ
ル所以ハ辨明ヲ要セサル所ナリ而シテ此規定ノ當ニ然ルヘキ所以
ハ試補ノ修業ヲシテ成ルヘク濃厚且獨立ナラシメシメシカタメナルト
試補ヲ用ヒテ以テ一般事務ノ煩ヲ輕フセンカタメナリトス此目的
ヲ達スルノ道ハ試補ノ獨立シテ事務ヲ執ルヲ制限スル事舊草案第
六十八條ノ如ク甚シカラサルニ在リ彼ノ第六十八條ノ如クハ全體
ノ期間及ヒ殊ニハ日本ノ習慣ニ戻リテ試補ノタメ殆ト其ノ執ルヘ
キノ事務ヲ餘サ、ルモノト稱スヘシ但シ眞正ノ裁判ヲ下タシ又ハ

正式ノ權利ヲ成スノ事務ニ至テハ未タ之ヲ試補ニ許スヲ得ス若シ
之ヲ許サハ試補ト判事ノ區別スヘキモノナカラントス是レ第三十
二條ニ掲タルノ所爲ヲ全ク試補ノ權限外ニ置キタル所以ナリ

第六十三條乃至第六十六條

其目的ノタノニ修習ヲナシ又其目的ノタノニ行フ試験ニ及第シタ
ルモノヲ任官スルハ其修習ヲ充分ナリト認ムル自然ノ結果ニシテ
法律ノ要スル所ヲ万端取り行フタルニ之ヲ任官セサルハ分明ノ不
正又正當ノ期望ヲ空フセシムルモノト稱スヘシ 天皇ヨリ任官シ
タルモノヲ次テ司法大臣ヨリ司法事務ノ都合ニ從テ其職ヲ補スル
事ヲ要スルモ亦自然ニ適フ所トス而シテ其司法事務ノ都合タルハ
現今ハ其需要ノ盛ナル新員出ツレハ直チニ其職ニ補セラルト雖モ
一後來必ス一時ハ直チニ判事檢事ノ位地ヲ正眞ニ配與シ難キ事ニ
立至ルヘシ第六十四條六十五條ノ規定ハ以テ此ノ後來ノ時況ニ應

スルナリ第六十六條ニ至テハ第二回ノ試験ヲ經ル事ヲ免スノ例外
ヲ示シタルモノニシテ現行ノ法規ニ適合セリ

第二章 判事

第六十七條

判事ハ皆奏任以上ナルヲ以テ 天皇之ヲ任スルナリ其任官ノ式ハ
普通ノ規定ニ因ルヘシ又其任官ヲ終身トシタルハ司法事務ヲシテ
安全公平ナラシムルカタノ當ニ然ルヘキ所トス

第六十八條

前第六十四條六十五條ニ關スル所説ヲ參照スヘシ

第六十九條

判事ノ地位ハ歳計豫算ノ定ムル所ニシテ其定ムル所ニ關テ之ヲ填
充シ即チ判事ヲ補職スル事ハ一般ニ司法行政上ノ事務ナレトモ大
審院長ノ位非ニ至テハ其ノ權ノテ貴重ナル宜ク其補充ヲ 天皇ノ

報應ニ委スヘキナリ

第七十條乃至第七十二條

官吏昇等ヲナスニハ先ツ若干ノ時期ノ間其前等ニ居ルヲ要スルハ
日本普通ノ制規ナルカ故此制規ヨリ推スモ判事ニシテ官等ノ高キ
ヲ要スル控訴院大審院ニ補職セラル、ニハ一定ノ時期中先ツ下級
ノ裁判所又ハ其他ニ於テ法律ノ職務ニ從事シタル事アルヲ要スル
ハ既ニ幾分カ明白ナル所ナルヘシ而シテ此點ハ之ヲ度外ニ置クモ
亦右等高級ノ裁判所ニハ唯多年ノ實際ヲ履テ能ク修業ヲ積ミタル
判事檢察若クハ辯護士カ又ハ相當ノ時期中其職ニ在リタル大學教
授ニ限リテ之ヲ其判事ノ職ニ補シ以テ幾分カハ又熟悉ノ拔擢ヲ防
止スル事裁判ヲシテ善良醇精ナラシムルカタノ其宜ニ通ヘリト信
スルナリ第七十條乃至第七十二條ノ規定ハ此旨意ニ出テシナリ勿
論然ルトキハ歐學仕立ノ人々ハ舊學ノ人々ノタノニ抑止セラル、

事長キニ過クヘシトテ危疑スルモノモ之アルヘシト雖モ是レ取ル
 ニ足ラサルノ論ナルノミ蓋シ本法ハ一時ノ急ニ應スルモノニ非ス
 シテ裁判所構成ノ上ニ付テ長遠ノ根基ヲ設クルモノナレハ一時暫
 且ノ間ヲ出テサル時狀及ヒ須急ハ相當ノ更選期定テ設ケテ以テ之
 ニ應スヘシ是レ此條々ノミニ限ラス他ニ於テモ亦然ルヘキ所トス
 而シテ其更選規定ノ本條ノ場合ニ於ケルヤ現任ノ判事ニ關シテハ
 今後三年間ハ司法行政部ハ該時期ニ拘束セラル、事ナシト云フニ
 在ルヘキ歟

第七十三條乃至第七十五條

判事獨立シテ司法行政部ノ干涉ヲ蒙ムラサル事ハ平生人ノ望ム所
 ナレトモ是レ唯一方ノ干涉ヲ要フルニ止マルモノニシテ判事力干
 渉ヲ蒙ムルノ懼ハ尙他ノ一方ニモ存スルナリ其干涉ハ即チ政治黨
 派ノ干涉ト實利社會ノ干涉ニシテ其害前ノ干涉ト相等シキニ止マ

ラス或ハ尙甚シキ事之アリトス何トナレハ其干涉ノ機會及ヒ起由
 ハ前ノ干涉ヨリモ頗ル多ケレハナリ故ニ判事ヲシテ公然ノ政事上
 ノ經紀及ヒ其利益ト義務ヲシテ相容レサラシムルニ至ル事アルヘ
 キ公然ノ地位及ヒ職業ヲ違サカラシメテ以テ之ニ從事スル事能ハ
 サラシムルハ亦肝要ノ一義トス此一義立テテ始メテ前第七十四條
 ニ於テ判事ニ與ヘタル特權モ充分ノ理由ヲ存スルナリ(但シ其ノ
 免官セラル、事ナキ等ノ特權モ刑事又ハ懲戒ハ判決アルノ場合ニ
 消滅スルハ論ヲ待タス)又判事ハ須ク此特權ヲ有スヘシ判事此特
 權ヲ有シテ國家乃チ自ラ法治國タルノ要諦ヲナス事ヲ得若シ判事
 ニシテ其核實的ノ存立一々司法行政部ノ權内ニ在ルトキハ決シテ
 獨立ノ裁判ヲ行フヲ得ス獨立ノ裁判ヲ容ル、事能ハサルノ國家ハ
 凡ソ裁判所ノ構成法ナルモノヲ要セサルナリ
 然レトモ豫備判事ニ至テハ司法行政部ノ思料ヲ以テ轉職轉所等ヲ

ナサシムルヲ得ル事ニセサルヲ得ス是レ其地位ノ然ラシムル所ニシテ前第六十四條及ヒ第六十五條ヲ以テ見ルモ其ノ然ルヘキヲ知ラン

又裁判所ノ組織ヲ變更シ又ハ裁判所ヲ廢止シタルヨリ判事ノ地位ノ消滅シタルモノアルノ場合ニ至テハ豫算所定ノ判事ニ關シテモ亦第七十四條ノ例外ヲ設ケサルヲ得サルナリ而シテ斯カル場合ニ當リテ其判事ハ一時所用存セスト云フヲ以テ之ニ恩給ヲ與フルハ事理ヲ間違ヘタルモノニシテ其無爲ナルニ拘ハラヌ俸給ノ金額ヲ給スルモ亦同ク不當トス因テ司法行政部ニ其半額ヲ給シテ以テ缺位ノ生スルヲ待タシムルノ權ヲ與フル事及方ノタノニ其理ヲ得タルモノナリト信スルナリ

第七十六條乃至第七十九條

凡ソ判事ハ皆豫備判事ト雖モ亦、一定ノ俸給ヲ受クヘキナリ豫備

裁判所ノ一九

判事モ亦正眞確定ノ補職ナキニ一定ノ俸給ヲ受クヘキ所以ハ其地位ヨリシテ然ルヘキ所ニシテ殊ニハ日本ノ習慣ニ適スルノミナラス然ラスンハ少壯者ノ身ヲ司法部ニ委ヌルモノナカルヘキヲ以テ日本ニハ愈々其必要アルヲ信スルナリ

官等ト俸給ハ互ニ相調聯スルモノニシテ一定ノ順序ヲ以テ昇進スルニ應シテ定マルナリ而シテ此等ノ點ハ偏ニ之ヲ判事ノミニ付テ定ム可ラサルニハ非サレトモ之ヲ定ムルハ官吏團ノ統一ニ整齊セ

ル甚タ其宜ヲ得タリトハ云フヲ得ス
之ニ反シテ第七十七條乃至第七十九條ノ規定ヲ茲ニ揭タルハ判事ノ地位及ヒ獨立ノタノニ必要ナリト信スルナリ

第三章 檢事

第八十條 第八十一條

檢事ノタノニ別段ノ保護ヲ設タルハ必要ニ非サルナリ檢事ハ即チ

凡ヘテ云フトキハ之ヲ行政官ニ比同スヘキノミ然レトモ判事ノ條給恩給等ニ關スル規定ヲ檢事ニモ亦適用スヘシト茲ニ定メタルハ全ク事理ニ適フモノニシテ全キヲ求ムルカタノ又望マシキ事ナリトス

第八十二條 第八十三條

前第十二條ニ關スル所說ヲ參照アルヘシ

第八十四條

警察ト檢事局トハ一定ノ限界内ニ於テ或ル程度ニ至ル迄ハ同一ノ目途ヲ有スルモノナレトモ日本ニ於テ一タヒ優好ノ警察ノ外ニ檢事局ヲ設ケタル以上ハ裁判上ノ職務裁判所ダケノ執務ノミチ限リトスル檢事局ニ附スルニ裁判所外、即チ世間ニ於テ刑事糾追ヲナスノ機官ヲ以テセサルヲ得サルナリ蓋シ檢事ハ其事務ヲ能クスルモノニ非ス其事務ヤ即チ自然ニ警察ノ領分ニ屬スルナリ故ニ警察

檢事局ノ三〇

ハ檢事局カ訴追ヲナスニ必要ナル程度迄ハ即チ專ハラ此目的ノタノニ仕ヘルヘキ保安警察官ヲ限定シテ以テ司法警察官トシテ其管轄區域内ノ檢事局ニ從屬セサル可ラス而シテ此種ノ官吏ヲ定ムルハ内務司法兩部ノ協議ニ任スルナリ、然レトモ其協議ヲ以テ之ヲ定ムルニ當リテハ其官吏ハ府縣廳ノ警視(譯者曰警部長ノ事歟)及ヒ之ニ從フ警部巡查ノ一部ニ決スヘク又其以上ニハ及ハサルヘシ何トナレハ右ヨリモ高等ノ警察官ハ檢事ノ下ニ就ク事能ハサルヘケレハナリ若シ別段ノ官吏ニシテ別段ノ警察ヲ行フ事海港長ノ海港警察ヲ行フカ如キ場合ニシテ其官吏内務部以外ノ所管タルトキハ司法部ハ其所管ノ部ト協議ヲ違タヘキナリ

第四章 第五章 第六章 及ヒ第七章

第四章以下數章ハ裁判所ノ屬吏ニ關シテ其規定ヲ立ツルモノニシテ即チ判任官ナルカ故ニ其任補一々司法大臣ニ依テ決スルナリ獨

リ控訴院大審院ノ書記長ニ至テハ奏任ノ官等ヲ有スレトモ是レ亦
當ニ然ルヘキ所トス、右ノ屬吏ノ種類ハ書記會計吏執達吏及ヒ延
丁ニシテ他ハ皆必要ノ職員ナレトモ會計吏ハ唯其需要ニ從テ偶々
之ヲ置クヘキノミ蓋シ大抵ハ書記局ニ於テ書記事務ト共ニ會計事
務ヲモ取扱ヒ得ヘキヲ以テ其需要ノ實存スル事ハ希ナルヘク其需
要ハ即チ重モニ習慣上ノ需要タルヘキノミ故ニ現今ニ於テハ始審
以上ノ裁判所ニ皆會計吏アリト雖トモ若シ眞ニ費用ノ節約ヲ行フ
ノ思慮ヲ以テ之ヲ察セハ之ヲ置カサル可ラサルノ場合甚ク少ナキ
ヲ見ン

右等ノ判任官ノ内書記ハ若干ノ程度ニ至ル迄法律ノ理論ヲ豫修ス
ルヲ要スレトモ時トシテハ書記ノ命令ニ從フ事アルヘキ執達吏又
延丁ニ在テハ其要邊ニ少ナク會計吏ハ全ク之ヲ要セサルヲ以テ書
記ハ無論特優ノ地位ヲ占ムルナリ因テ其試験ノ要義モ全ク相異ナ

リテ書記ハ法律ノ試験ヲ經ルヲ必要トス他ノ屬吏ニ至テハ則チ然
ラスシテ一般判任官ノ充タスヘキ要件ニ關スル普通規定ヲ之ニ適
用シテ以テ足レリトスヘキナリ殊ニ會計吏ノ如キハ一般ノ會計部
ヨリ之ヲ取り若クハ一般ノ會計部ノ所要ニ應スルニ足ルノ人ヲ以
テ之ニ充テルヲ得ル事トナラン又執達吏モ送達及ヒ執行ニ關スル
一二ノ成績ヲ除クノ外ハ試験ヲ要スル理論ノ心得ヨリ信義正誠秩
序着實ヲ要スルカ故ニ其理論ノ試験ハ全ク之ヲ必要トナサ、リキ
況ヤ其事務ヲ執ルハ當事者ノ執行ニ因ルヘキヤ將タ書記ノ指揮ニ
因ルヘキヤ未タ決シタルニ非ス若シ書記ノ指揮ニ因テ事務ヲ執ル
事トナラハ獨立ノ查考ヲ要スル事著シク減スルニ於テチヤ

是故ニ會計吏執達吏及ヒ延丁ニ關シテハ一般判任官ノ資格サヘ具
ハラハ司法行政部ハ其修習ノ點ニ於テ自由ノ選擇ヲ有スヘシト雖
トモ書記ニ關シテハ科術ノ試験ヲ設クルヲ必要トス半國ノ如キハ

其試験ニ書記補試験ト書記試験トノ二ツアリテ皆實地修習ノ上之ヲ經ルヲ要スルナリ然ルニ日本ニ於テハ千八百八十六年七月二十三日附ノ命令ニ依ルニ中學校若クハ之ト等シキ學校ノ卒業證書ヲ有セサルモノニ限りテ試験ヲ經ルヲ必要トシ其試験ヲ經タル上若クハ右學校卒業ノ上ハ二ケ年ノ實地修習ヲナサシメ以テ直チニ書記ニ任スル事ヲ得ルモノトス左レハ學校ノ卒業證書アレハ試験ヲ要スル事ナク試験ハ卒業證書ノ欠ヲ補フモノニシテ實地修習ニ就クノ資格因テ以テ成リ試験委員ハ學校講師ノ用ヲ代辦スルモノトス是レ判任官ナルモノ、充タヌヘキ要義ヲ一般ニ通シテ汎定セント欲スルヨリ出テタルモノナレトモ法律ノ心得ト實地ノ修練ヲ要スル甚タ肝要ノ司法官タル書記ニ關シテハ以テ足レリトスルヲ得ヌ何トナレハ學校ノ卒業書若クハ其證書ヲ有セサルヲ以テ試験ヲ以テ之ヲ補フ希少ノ場合ニ於ケル其試験ハ唯一般ノ學事修業ヲ經

スルニ外ナラサルモノニシテ其ノ次テ之アルヘキ科術ノ修成ニ關スル標準金ク欠クレハナリ其補職ノ如キハ其修成ノ何如ヲ自知スルモノニ非ス唯其候補者カ仕ヘタル司法廳ノ報告ヲ頼ムノミ其報告ハ又主トシテ其司法廳ノ上官ノ意見ニ決スルナリ然ラハ則チ其司法廳上官ノ有様ニシテ金ク相異ナル其ノ各自立ツル所ノ標準モ亦自然金ク相異ナラサルヲ得ヌ加フルニ其候補者カ實地務ノタル科術其者ノ如キモ各々相異ナリテ一即チ一人ハ筆書事務一人ハ會計事務又一人ハ圖書事務ト云カ如シ一直チニ書記ノ事務ヲ修成シタリト云ヒ雖ヤノ事狀存スル事アルヲ以テス其結果ヤ極ノテ相異ナレル屬官事務ノ修習書記局ニ相集マルヲ見スンハアル可ラス果シテ然ラハ司法全體ノタメニ憂フヘキノ一患害ト云フヘキナリ夫レ一有機制體ノ一部分ニ在ル人々ノ幾分カ其種ヲ同フスルハ其有機制體ノ行動ニ取リテ必要ナリト云フ事ハ之ヲ置テ論セサルモ

書記事務ノ取扱ノ統一ナルハ外式ヲ重スル司法ノ職事ヲ統一ニ取
扱ヒ裁判事務ヲ統一ニ取扱フカタノニ全ク必要ノ一義ニシテ司法
々律就中訴訟法律ヲ新行スルノ際ニハ殊ニ然リトス故ニ書記事務
修成ノ方ヲ整齊ニシ一定ノ科術試験ヲ以テ一定ノ標準ヲ設クルハ
全ク望マシキ事又必要ノ事ト思フナリ(第八十九條ヲ見ルヘシ)
第一回ノ高等司法試験ヲ經了シタル者ヲ以テ書記ニ任スルニ至テ
ハ適モ不當ニ非ス又危疑スヘキ所アラサルナリ(第八十九條第九
十四條ヲ見ルヘシ)

本草案ノ書記局ノ組織ニ於ケルヤ責任ヲ負フヘキ書記一名ヲ主宰
トシテ若干ノ書記ヲ其下ニ附シ以テ其事務ヲ取扱ハシムルノ制ト
書記皆獨立シテ事務ヲ取扱フノ制ヲ折衷シテ書記ハ皆其職務範圍
ニ於テハ獨立シテ其職務ニ付キ責ヲ負フ但シ其上ニ立テ司法監督
ヲ行フヘキ官吏ノ命ニ從フヘシ(第四百四十二條ヲ見ルヘシ)ト云

フテ主權トセリ然レトモ其職務範圍ノ相異ナリテ數名ノ書記各別
ニ之ヲ取扱フヤ其職務ノ組織ヲ統一シテ之ヲ指揮監督シ以テ軋、
妨礙、停滯ヲ防止シ以テ物料ヲ供給シ以テ筆生ヲ指揮監督セシム
ルノ必要ヲ生スルハ事務ノ性質ヨリシテ自ラ然ラサルヲ得ス因テ
其指揮監督ニ任スル書記ヲ置クヲ要スルナリ但シ前ニ述フルカ如
クナレハ此書記ハ各書記ノ職務ニ干渉スル事アルヲ得ス各書記ハ
所長若クハ判事ヨリ其職務ヲ命セラル、モノナレハ其ノ責ヲ負フ
ニモ亦所長若クハ判事ニ對スルニ止マルナリ(第八十六條第九十
三條ヲ見ルヘシ)書記ノ職務ハ之ヲ兩種ニ分ツヘシ裁判所ノ職務
ヨリシテ必然出來シ裁判所ノ職務ニ相適合スルモノ(第九十一條
ヲ見ルヘシ)及ヒ偶生ノモノ(第九十二條ヲ見ルヘシ)即チ是ナ
リ蓋シ第一種ノ職務ハ與ル處當ニ書記ノ行フヘキモノニシテ之ヲ
行フハ又書記ノ專權ニ屬シ獨リ書記ニ限リテ之ヲ行フヲ得ルモノ

トス而シテ他人之ヲ行ハ、何如ナル結果ヲ生スヘキヤハ茲ニ揭
スルノ要アラサルナリ但タ豫備書記之ヲ行フトキハ一般ニ(第九
十二條ヲ見ルヘシ)又試補ニ於テ一時書記ノ資格ヲ與ヘラル、ト
キハ(第九十四條ヲ見ルヘシ)其場合ニ限り之ヲ書記ト同視スト
云フ事ヲ明揭スルハ其宜ヲ得タルモノナリトス
第九十二條ニ遵テハ裁判所ノ職務ト必然有機的ノ聯絡ヲ有スルニ
非サル事務及ヒ裁判所ノ職務ト是モ有機的ノ聯絡ヲ有セサル事務
ニ付キ規定ヲ設ケシナリ
法律上必要ナル場合ニ於テ財産ニ裁判所ノ封印ヲ附スルハ自然ニ
書記ノ任ナリトス書記ハ裁判所ノ印章ヲ管守スルモノナレハナリ
裁判所管内ニ公證人ノ存セサル等ノ場合ニ書記ヲシテ財産目録若
クハ爲替等ノ拒ミ證書ヲ作ラシムルハ亦其宜ヲ得タルモノナリト
ス勿論裁判所ノ官吏ニ右ノ如キ書記ヲナサシノハ他ノ職務ヲ執ル

ニ當リテ又其ノ自ラ任シタル書記ノ件ヲ取扱フ事之アルヘクタク
ニ公平ノ所爲ヲ欠クカ如キ事ナキヲ保セサルヲ以テ之ヲ一般ニ論
スルトキハ其ノ可ナル所以ヲ辨スルヲ得ス故ニ裁判所長ハ成ルヘ
クンハ財産目録若クハ拒ミ證書ヲ作タルノ書記ト無訟手續若クハ
訴訟手續ニ於テ同事件ヲ取扱フノ書記ト同一人タラシメサル様注
意アルヘキナリ

會計吏ト執達吏トハ既ニ述ヘタルカ如ク法科ノ試験及ヒ修習ヲ要
セサルノ點ニ付キテ其事狀ヲ相同フスルモノニシテ又一ハ官金ヲ
取扱ヒ一ハ執行ヲナスカタノ私金ヲ取扱フモノナルカ故ニ共ニ其
職務前ニ於テ擔保ヲ差出スヲ要スルナリ而シテ會計吏ニ關シテハ
右ノ外ハ第十五條ニ從ヒ其詳細ノ規定ヲ司法行政部ニ一任スルヲ
得ヘケレトモ執達吏ノ職務及ヒ執務關係ハ主トシテ訴訟上ノ制規
何如ニ關連スルモノナレハ訴訟上ノ制規ノ定マリタル上廣博ナル

施行規定ヲ設クルヲ要スルナリ
延丁ハ内事事務ヲ取扱フ一種ノ執達吏トモ稱スヘキモノ故ニ又裁
判所ノ所在地ニ差違ヲ行ハシムル事ヲモナシ得ヘキナリ

第四編 司法事務ノ取扱

此編ハ裁判所ノ開延裁判所ノ用語、裁判ノ評議決定、裁判所及ヒ
検事局ノ事務取扱、司法年度休暇及ヒ休日、司法共助ノ六章ニ分
カレ即チ前編ニ依リ組織配員シタル裁判所及ヒ検事局力成ハ直
接ノ権限ニ從ヒ(第一章乃至第五章)或ハ間接ニ即チ司法共助ノ
請求ニ類テ(第六章)司法事務ヲ行フヘキ普通ノ外面ノ設制狀況
及ヒ方式ヲ規定スルモノトス

第一章

裁判所カ其所在地ニ於テ開延ヲナスハ正ニ是レ其所在地ニ裁判所
ヲ置クノ目的ナルカ故ニ其所在地ニ於テ開延ヲナスハ固ヨリ當テ
待タサル所ナリト雖モ若シ其所在地ニ於テノミ開延ヲナストキハ
(地方裁判所ハ支部ヲ設クル事ヲ得レトモ支部モ亦右ノ旨意ヨリ
云フトキハ其所在地ヲ有スル一個ノ裁判所ノミ)下級裁判所ニ在

テハ其管轄區域ノ別段ノ狀勢ヨリシテタノニ有害ナル事之アリト
ス其別段ノ狀勢トハ例ヘハ裁判所ノ所在地其管轄區域ノ一部ト甚
ハタ離隔セル事其管轄區域内ノ一地方商業工業等ノ盛ナルカタノ
ニ特ニ他地方ヨリ秀テ顯テ裁判所ヲ煩ハスノ多キ事若クハ其管轄
區域ノ一部新ニ檢地ヲ行ハレタルヲ以テ其一部ニハ登記事件ノ甚
ハタ増加シタル事等ノ如キ尙巨多アルヘシ此ノ如キ場合ニハ國民
ノ經濟上ヨリ云フモ又多クハ其事柄ノタノヨリ云フモ公衆裁判所
ニ赴カスシテ裁判所公衆ノ許ニ赴ク事正ニ當然ト稱スヘシ故ニ若
シ然ルヲ以テ適正ノ利益アリトセハ公衆ヲシテ須ク時ヲ期シテ裁
判所ノ來ルヲ待ツ事ヲ得セシムヘシ即チ言ヲ換ヘテ云ヘハ司法行
政部ハ開延ノ期ヲ定メテ之ヲ公告スヘキナリ而シテ其開延ナルモ
ノハ必シモ毎ニ定マリタル事件ノ開延タルヲ要セスシテ事口區裁
判所判事カ其管内ノ公衆ノタノニ法律事件ノ顧問者トナルト云フ

ヲ重シトスヘシ斯クテ即チ區裁判所判事ハ總ヒ日本ニ於テハ其無
訟事件ヲ取扱フ事我國ノ如クニ多種ナラストモ以テ民間有害ノ公
事即チ壓抑シテ手取テ未タ起ラサルニ防クヲ得其權源訴訟ノ裁判
ヲナスヨリモ甚ハタ大ナラントス公衆モ亦固ヨリ遠路裁判所ニ赴
クヨリハ此便機ニ頼ル事ヲ好ムヘシ故ニ裁判所ノ定期開延ハ普通
特別ノ兩點ヨリ思考スルニ管轄ノテ珍重スヘキモノタルヲ覺フル
ナリ

一裁判所ヲ市中ノ敷地ニ分局スルニ至テハ右ト全ク相異ナリトス
此分局ノ事ハ唯却テ蓋リニ職員ヲ要セシノ事務取扱上ニ面倒ヲ生
シ弊害ヲ來サシムルノミ以テ最モ關係ヲ有スル公衆(譯者曰即チ
當事者)ノタノニ數分ノ時間ヲ費遣馬車アリ人力車アリテ交通ノ
便利ナル中ニ省キ得ヘシト雖モ其利益モ其害ヲ償フニ足ラサルナ
リ此分局ヲ敷區ノタノニ一裁判所ノ建物内ニ合置スルニ至テモ其

ノ然ルヘキ所以ヲ充分辨スルヲ得ス

近來好テ用ヒラル、所ノ區裁判所出張所ナルモノハ是レ濫リニ裁判所ト云フ一體ノ有機制ヲ擴張スルモノニシテ全ク其宜ヲ失シタルノ制儀ナリト云ハサルヲ得ス蓋シ出張所ノ事務其多ク事務員ヲ置クヲ要ス程ナラン歟宜ク其管轄區域ニ付テ獨立ノ一區裁判所ヲ設クヘシ若シ之ヲ置クヲ要スル處ニ至ラザラン歟定期開廷ノ制ヲ用フヘシ定期開廷ヲナスノ場合ニハ其書記及ヒ執達吏ニ命シテ其地ヲ住所及ヒ任地ト定メシムル事其宜ヲ得タルモノニ非サル歟是レ又一個ノ別問題ニシテ本法ニ規定スヘキモノニ非ス施行規定ヲ以テ決スヘキモノナレトモ今敢ニ一言以テ之ヲ揭記スルモ不當ニ非サルヘシ

第百九條

合議裁判所ニ於テ部長若クハ其屬常ノ代理者カ裁判長トシテ訴訟

ノ審問ヲ指揮スルハ是レ自然ノ事ナレトモ決シテ自明ノ事ニハ非ス即チ各個ノ事件ニ於テ其主任官之ニ任スル事モアルヘキナリ裁判長ノ別段ノ權利ヲ具有セサル可ラサルヤ茲ニ裁判長ト明揭スルヲ必要トス而シテ單獨判事即チ區裁判所判事並ニ豫審判事受命判事及ヒ豫審判事受命判事ノ代理ヲナス候補モ亦其點ニ付テハ之ヲ裁判長ト同視スルヲ要スルナリ尙第百十八條ヲ參照アルヘシ

第百十條

秘書ノ裁判所ハ新制ノ法治國ニ於テ復タ之アルヲ得サルナリ而シテ法廷ノ公開ハ獨リ之ヲ必要トスルノミテ以テ能ク事務ヲ防クノ貴重ナル一手段ヲ成シ之ヲ公開スルトキハタノニ衆論ノ注意ヲ惹クヘシト云フヲ全ク顧考セサルモ以テ自ラ然ルナリ勿論他ノ一方ニ在テハ刑事ノ審問ハ憲役場ニ入ルノ豫備校タルカ如キノ弊害等モタノニ生スヘシト雖トモ是レ唯各個人ニ關スル事ニシテ若シ之

ヲ覆閉セハ總體ノ上ニ害アリトス即チ之ヲ覆閉セハ各個人ハ敢テ
不利ヲ蒙ムル事ナカルヘシトスルモ一般ノ人民ハ常ニ何事カ秘ス
ヘキモノアリテナラントノ邪推ヲ抱クヘク又裁判所ニ出ツルモ能
ク汚濁ノ中ニ處スヘシ(譯者曰人知レス得ル所ナルチ云フ一トノ
感情ヲ成ハ知りツ、或ハ知ラス雖ラス興趣スヘキチ以テ裁判所ノ
威光ト人民ノ氣質ヲ損スルナリ故ニ之ヲ一般ニ云フトキハ法廷ノ
公開ハ誠ニ美事ニシテ亦裁判所ノ獨立ヲ維持スル一手段トス然レ
トモ其例外ノ場合モ亦之ナキニ非ス即チ次下ノ條々ニ掲タル場合
ニシテ此等ノ場合ニハ法廷ノ公開ヲ停止シ若クハ制限スル事ヲ得
セシノスンハアル可ラサルナリ但シ法廷ノ公開ハ前ニ述ブルカ如
ク裁判所ノ地位ニ關スルモノナレハ之ヲ停止シ制限スルニモ亦裁
判所自ラ之ヲ行フヘク即チ裁判長ノ權内ニ存セスシテ裁判所ノ權
内ニ存スルナリ右ハ判決ヲナス裁判所ノ審問ノミニ關スル事ニシ

テ豫審判事受命判事ノ行フ審問ニハ相關セサルナリ然レトモ其規
定ヲ敢ニ揭タルハ其所ヲ得タルモノニ非ス又豫審判事等ノ行フ審
問ハ右ノ外ナレトモ法廷警察ノタノニハ右等ノ判事ニモ裁判所ニ
與フルト同一ノ權ヲ與フルヲ必要トス但タ其命令ニ對シテ其判事
カ屬スル所ノ部ニ異議ヲ申立ツル事ヲ得セシムヘキノミ而シテ其
等ノ規定ハ之ヲ本法ニ掲クヘキモノトス何トナレハ是レ公衆ニ對
シテ裁判所ノ威光ヲ保持スルニ出ヅルモノナルト法律上許シタル
審問ヲ特ニ許サ、ル等ノ事モアレハ愈々以テ公平適法ノ手續ニ
依ラレノサルヲ得サルカ故且ハ又各種ノ裁判手續即チ民事訴訟刑
事訴訟破産手續及ヒ各種ノ無訟裁判手續ニ齊シク相關スル規定ナ
レハナリ

第二百十條

其職權ノ何如ハ考按次第一ノ本條ハ唯判事檢察等ノタノ一定ノ服

制ヲ設ケテ之ヲ法廷ニ用ヒシメ以テ法廷カ其眞最正肅ヲ加ヘテ日
常家庭ノ内ニ在ルト思テ異ナラシメ殊ニ審問陳述ノ際ニ持スヘキ
眞最ノ心ト能ク相適應セシメント欲スルナリ

第二章

凡ソ一國ノ法律ニハ其ノ定ムル所ノ事柄カ事狀ニ因リテハ國際條
約ヲ以テ云々ノ變更ヲ蒙ルヘシト明揭スヘキニ非サルナリ而シ
テ日本ノ法律ヲ唯一ノ標準トスヘキ日本ノ主權ヨリ見ルトキハ日
本ニ於テハ唯日本ノ國語ヲ以テ裁判所ノ用語トスヘキノミ然ル上
日本ノ國語ヲ能クセシテ日本裁判所ノ保護ヲ受クヘキ者ノタメ
ニ通事ヲ備フル事トスヘシ然レトモ此通事ヲ備フルニ付テハ日本
ノ形況ヨリ之ヲ考フルニ別段ナル通事ノ職務ノ組織ヲ設ケサルチ
得サルナリ一悉ラク通事ノ學校ヲ要スヘシ一蓋シ日本ニハ通事ヲ
要スルモノ甚タ多シト云フ確乎タル事實アリ又裁判事件ニ於テハ

通事ノ大ニ正實ニシテ能ク其言語ノ意味ヲ寫シ出スニ足ルチ要ス
ル事ヲ顧慮スルトキハ司法行政部ハ司法善長ト云ヘル大義ニ關ハ
ントセハ勢、其遺修ノ厚キ能ク裁判所及ヒ公衆ヲシテ正シク了解
シテ正シク通傳スルチ得ヘシトノ信ヲ措カシムルニ足ル通事ヲ備
ヘサルチ得サルナリ、正職ノ通事ヲ要スル事右ノ如シ然レトモ通
常正職ノ通事ヲ得難キノ場合ニ付テハ其例外ヲ設タルチ得ヘク又
設ケサルチ得サルナリ即チ通常正職ノ通事ヲ得難キノ場合トハ同
法行政部ト雖トモ各國ノ言語ヲ解スルノ通事ヲ置ク事能ハサレハ
餘リ國內ニ通セサル外國語ニ付テハ通事ノ設ケナキ事アリ通事ノ
設ケナクシテ外ニ偶々其語ヲ知ルモノアルノ場合及ヒ外人正職ノ
通事ヲ得難キ餘邊ノ裁判所ニ來テ訴訟ヲナスノ場合等チ云フ

第三章

第二百二十五條 第二百二十六條

裁判ノ評議決定ハ其審問ニ在席シタル判事之ヲ行フヘシ又唯其判
事ニ限り之ヲ行フヘシ是レ本草案ノ根旨トスル所ニシテ其故タル
訴訟上ノ意味ニ於テハ唯其判事ノミ獨リ其事件ヲ知悉スルモノナ
ルヲ以テナリ然レトモ裁判ノ首渡モ亦其判事ニ於テ之ヲナスヘシ
ト云フニ至テハ實ニ不便極マラシムルカ上ニ過モ其間ハレナキ宜
クナスモノト蓋シ首渡ヲナスヘキ裁判ハ之ヲ首渡スヲ以テ始メテ
訴訟上ニ於テハ其存立ヲ得ルト雖トモ然レトモ是レ裁判ノ既ニ成
リタル旨趣ニハ過モ相關スル事ナク而シテ判事ノ同一人タルヲ要
スルハ即チ獨リ此旨趣ヲ成スノ點ニ止マリテ其首渡ノ如キハ裁判
所ノ方式上ノ所爲ニ過キサルナリ則チ裁判所ノ方式上ノ所爲ナル
カ故ニ其判員ノ彼此ハ之ヲ問フ事ナク便宜其定數ヲ充タシテ以テ
假令ヒ其裁判ヲ決定シタル判員カ悉ク死亡シタルノ後ナリトモ他
員代リテ之ヲ首渡ス事ヲ得セシメサル可ラス

第二百二十七條以下

裁判公平ノ信用ヲ圖フセント欲セハ裁判所ノ評議ハ殊ニ先ツ其公
平ヲ測コスカ如キ支障ヲ全脱セシムルヲ必要トス故ニ又益ク慎重
ヲ要スルナリ又評議ヲナスニ一定ノ秩序アルハ各判事ノ意見及ヒ
其評議ノ結果ヲ明ニスルノ基本トス合議裁判ノ場合ニハ多數ニ依
テ決スルハ是レ自ラ然ルヘキ所ノミ然レトモ單一ノ多數ノ成立セ
サルヤ其多數ヲ定ムルニ付キ疑ヲ生セサルニ非サルナリ故ニ先ツ
危險ナク單一ノ多數ヲ根據トシ之ニ加フルニ單一ノ多數ニシテ評
議ノ論題其外ニ出ヅルヲ許サ、ルニ非サルノ場合ニ其論題ノ性質
カ要スル制限ヲ以テセリ

第四章

第三百三十一條

法廷ノ職務及ヒ職務ノ時間等ヲ均一ニ制定シテ一體ニ之ニ依ラシ

ムルハ欠タ可ラサル所ニシテ現今其定ノノ乏シキ手續ノ如キハ徒
ニ時間ト人員ヲ要スルノミ故ニ司法大臣ヨリ其標準ヲ立テ其標準
ニ依リテ以テ裁判所及ヒ検事局ノタノニ事務章程ヲ設ケサルヘカ
ラス

第五章

第三百三十二條乃至第三百三十七條

司法年度休暇及ヒ休日ノ一被ニ關係アル又法律ヲ以テ其定メテナ
スヲ要スルナリ而シテ本草案ハ現行ノ成規及ヒ習慣ニ因リテ其規
定ヲ立テ之ヲ便宜補充スルニ第三百三十四條乃至第三百三十六條ノ規
定ヲ以テセリ

第六章 司法共助

第三百三十八條乃至第四百十條

凡ソ民事訴訟ニセヨ刑事訴訟ニセヨ破産ニセヨ又後見事件ナリ其

日本學術振興會

裁判所ノ四一

他ノ無訟事件ナリ其事件所管ノ裁判所ヲシテ必ス其事件ニ付キ行
ヘキ諸般ノ所爲ヲ皆自ラ行ハシメントスルトキハ其所爲ヲ行フニ
當リテナカル可ラサル人若クハ目的物ノ其裁判所裁判權ノ下ニ存
在セサル事アルヘキヲ以テ之ヲ行ハシメントスルトモ是レ不可能
ノミ然ラスンハ便宜トス例ヘハ其管外ニ住居セル人ニシテ疾病
其他ノ事故ノタノ旅行スルヲ得ス又ハ其目的物不動産ナルカタノ
若クハ其他ノ原因ヨリシテ之ヲ運致スルヲ得ストセハ其物所在ノ
地ニ於テ其所爲ヲ行ハサルヲ得サルナリ而シテ此等天然不可能ノ
場合ノ外尙其人若クハ其物管内ニ存シ其人旅行スルヲ得ヘク其物
運致スルヲ得ヘケレトモ之ヲ裁判所ヘ來致スルニ付テハ頗フル手
數ヲ要シ難進ヲ生シ失費多ク若クハ不適正ナルノ場合アリ是レ亦
前種ノ場合ト同視スヘキノミ凡ソ裁判所ノ此等ノ場合ニ於ケルヤ
其人若クハ其物カ其管内ニ存スル裁判所ヲシテ必要ノ所爲ヲ行ハ

日本學術振興會

シムルノ自由ヲ得スンハアル可ラス即チ其裁判所ニ司法補助ヲ請
求スルノ權ナクンハアル可ラス蓋シ法律ニ其規定ヲ立ツル事事宜
ヲ得タルモノト稱スヘシ而シテ然ルカ故ニ又其所爲ヲ代行スルノ
裁判所ハ其所在地カ其人若クハ其物ノ所在地ニ近クシテ隨テ或ハ
之ヲ來致シ或ハ之ニ赴クノ最モ速ナルヲ得ル裁判所即チ其管轄區
域ノ最モ狭小ナル區裁判所ニ如ク事ナキヲ知ヘキナリ
檢事局モ亦互ニ司法補助ヲナサ、ル可ラサル

昭和十三年一月十九日寫了司法省法律調査會藏書

日本學術振興會

